

太宰府市観光危機管理マニュアル

令和8年3月
太 宰 府 市

目次

第1章 計画の背景と目的	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の範囲と定義.....	3
1) 計画の範囲.....	3
2) 計画の定義	3
第2章 太宰府市の観光と観光危機	4
1. 太宰府市の観光	4
1) 太宰府市の観光動向	4
2) 主要観光資源・集客施設	9
3) 主要な交通手段	13
2. 太宰府天満宮門前町の観光流動.....	16
1) 観光流動の分析	16
2) 正月三が日の流動分析	16
3) 正月以外のイベント時(門前まつり)	17
4) 平均的な1週間.....	18
5) 太宰府天満宮周辺の避難誘導の検証.....	20
3. 太宰府市のリスク.....	22
1) 太宰府市の想定される災害リスク	22
4. 太宰府市の観光計画.....	26
1) 太宰府市の上位関連計画	26
5. 想定する観光危機.....	29
1) 想定される観光危機.....	29
2) 観光危機による影響想定	31
第3章 観光危機管理方針	34
1. 観光危機管理の基本方針	34
1) 基本方針.....	34
2) 観光危機管理の段階別方針	35
2. 観光危機管理の実施体制	36
1) 観光危機管理体制	36
2) 観光危機管理の情報連絡体制	39
3) 観光危機管理の発動基準.....	40
第4章 観光危機への対応・対策	41
1. 平時の減災対策方針【Reduction】.....	41
1) 危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくり	41
2) 誰もが入手しやすい情報伝達機能の整備	41
3) スムーズで安全な避難をサポートする誘導対策	42
4) 災害時における帰宅支援機能の準備	42
2. 危機対応への準備方針【Readiness】	44
1) 観光危機管理計マニュアル等の対応計画の作成.....	44
2) 既存防災設備を活用した情報伝達方法の充実	44
3) 観光事業者における観光危機への対応力向上.....	45
4) 危機対応・避難誘導訓練の企画・運営.....	45
3. 危機への対応方針【Response】	46
1) 発災時(1時間以内)「命を守る行動の段階」.....	46
2) 発災後2～3時間「警戒・安否確認の段階」	46

3) 発災後4時間以降翌日まで「一時退避への移行段階」	46
4) 発災後2日目以降「一時退避と帰宅支援の段階」	47
5) 観光危機の1日前「危機の把握と事前準備」	49
6) 観光危機の直前「危機回避行動の広報と災害応急対策準備」	49
7) 観光危機の発災後の対応	50
4. 危機からの回復方針【Recovery】	51
1) 災害復旧と生活再建	51
2) 事業継続の支援	51
3) 風評被害対策	52
4) 誘客プロモーション活動	52
5. 観光危機行動タイムライン	53
第5章 観光危機管理力の向上の取り組み方針	54
1. 計画の推進	54
1) 太宰府市の観光客の特性に応じた他市町との連携強化	54
2) 観光危機管理に関する訓練の実施	54
3) 主体別観光危機行動タイムラインの活用	54
2. 計画の見直し	54
第6章 参考資料	55
1. 主体別の災害対応基準	55
1) 航空機の欠航基準	55
2) 鉄道(新幹線)の運休基準	55
3) バスの運休基準	56
4) 道路の通行止め基準	56
5) イベントの中止基準	56

第1章 計画の背景と目的

1. 計画策定の背景

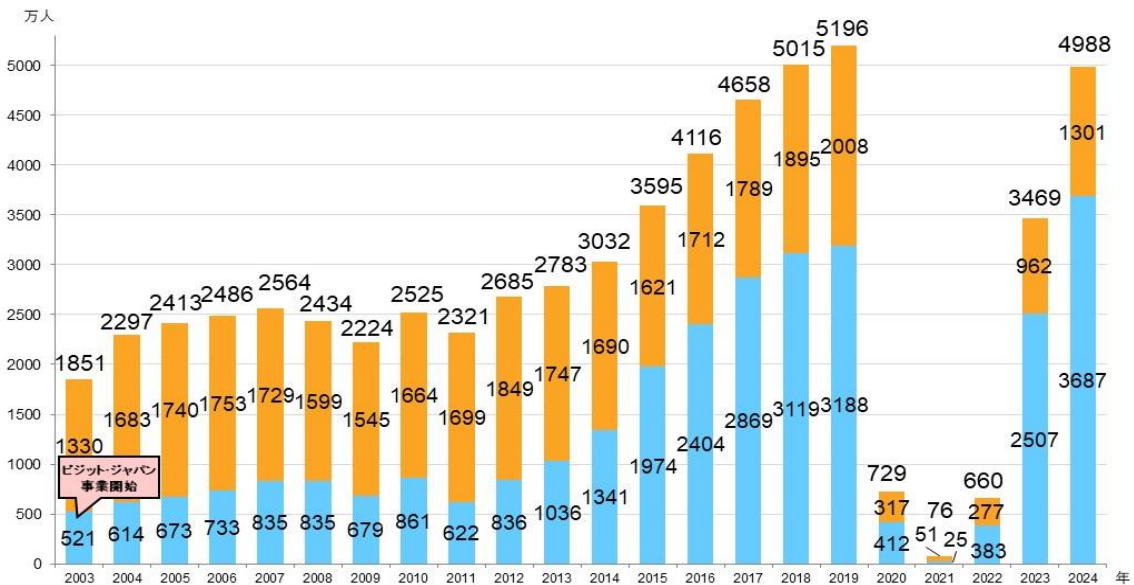
本市は、福岡空港や博多駅などを有する福岡市から西日本鉄道や太宰府ライナーバス「旅人」といった公共交通機関や自動車交通などによりアクセスやすく、利便性の高い立地にあり、太宰府天満宮などを中心に日本の歴史文化に触れられる観光地として、国内外から多くの観光客が日帰りで来訪する国際観光都市となっています。

ポストコロナにより訪日外国人観光客はコロナ前の水準に回復し、2025年3月には福岡空港第二滑走路が供用開始となり、国内線・国際線の増大にも対応できる状況となるなど旅行需要が旺盛となっています。今後も観光客が増える状況である一方で、日本国内では災害が頻発しており、南海トラフ地震の発生確率が30年以内に最大90%程度と引き上げられるなど、災害への備えが急務となっています。

災害時の対応については、災害対策基本法第42条に基づき「太宰府市地域防災計画」を策定し、この計画に基づく災害応急対策を実施してまいりましたが、多く訪れる観光客、特に訪日外国人観光客については、土地勘や言語の問題など「要支援者」として対応することが求められるとともに、安全の確保だけでなく、旅行の継続に必要な情報提供や帰国支援など様々な支援が必要となります。

そのため、国土交通省観光庁が進める持続可能な観光立国を目指す一環として、訪日外国人旅行者等の災害被害軽減の取り組みに沿って、本市においても観光危機管理計画を策定し、市だけでなく、観光関連団体、観光事業者が一体となって、本市を訪れるすべての観光客が安全・安心に観光できる環境づくりを行います。

□訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



■ 訪日外国人旅行者数 ■ 出国日本人数 出典：日本政府観光局(JNTO)

2. 計画の目的

国内外から人口の100倍を超える観光客が来訪する国際観光都市である本市において、観光産業並びに観光客に甚大な影響を与える地震や台風、感染症等の観光危機に関し、基本的な対応方針を定めることを目的として実施します。

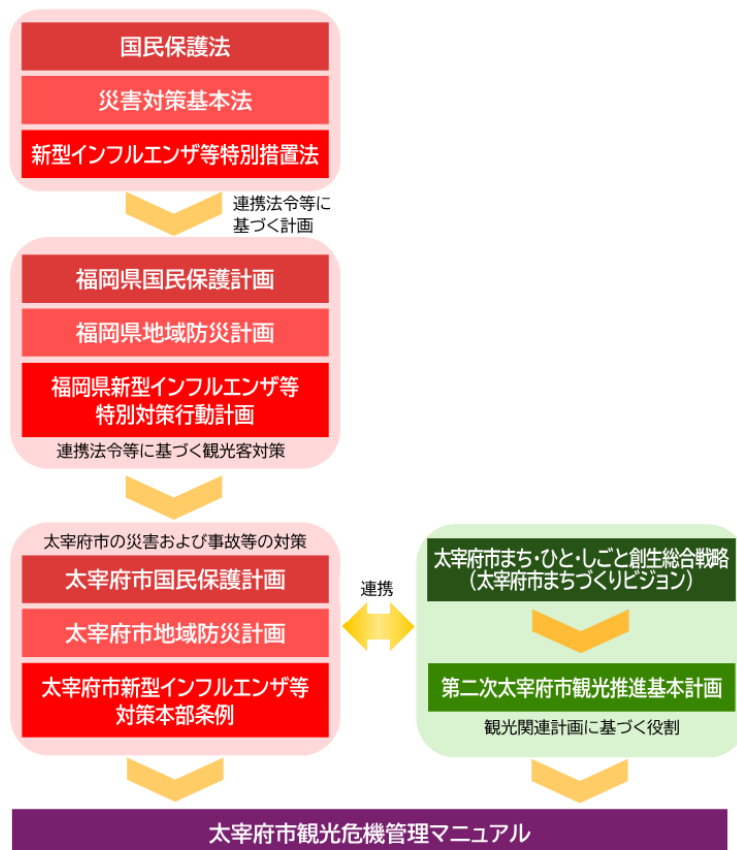
本マニュアル策定により、想定される観光危機に対し減災対策や発生時の対応、帰宅困難者支援、風評被害対策、早期復興等を迅速に実施できる体制の構築・整備を進めていくことで、安全・安心な観光地としてより魅力的かつ持続可能な「住まう人も、訪れる人もともに慶びを分かち合えるまちづくり」を目指します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、観光分野の計画である「第二次太宰府市観光推進基本計画」及び自然災害に対応する計画である「太宰府市地域防災計画」と密接に関連しており、上位・関連計画との整合・連携を図ります。

また、市だけでなく、観光関連団体や観光事業者と連携し、観光危機時の行動実行性の高い計画とします。

□本計画の位置づけ



4. 計画の範囲と定義

1) 計画の範囲

本計画の適用は、市各部署、一般社団法人太宰府観光協会、太宰府市商工会などの観光関連団体、観光事業者、筑紫野太宰府消防本部、筑紫野警察署、観光産業を支える公共交通機関などを計画の範囲とします。

2) 計画の定義

本計画で用いる「観光客」及び「観光危機」、「観光危機管理」の定義は、下記の通りとします。

観光客	観光客は、参拝など観光を目的とする旅行者や、ビジネスなど観光以外を目的とする市外からの訪問者・一時滞在者をいう。
観光危機	観光危機は、市内及び福岡県内、外国を含む県外で発生した自然災害や感染症、大規模事故などの回避することのできない災害・事故・事件等により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす、もしくはもたらす可能性がある危機事象や風評被害等をいう。
観光危機管理	観光危機管理は、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光の危機事象に対応して、被害を最小化する減災対策、危機に備えた計画やマニュアルの策定、訓練の実施などの事前対策と、発災後における観光客への情報提供、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の対応、風評被害対策を迅速に行う。また、災害応急対策後の観光産業の復旧復興、事業継続支援等を行うことをいう。

第2章 太宰府市の観光と観光危機

1. 太宰府市の観光

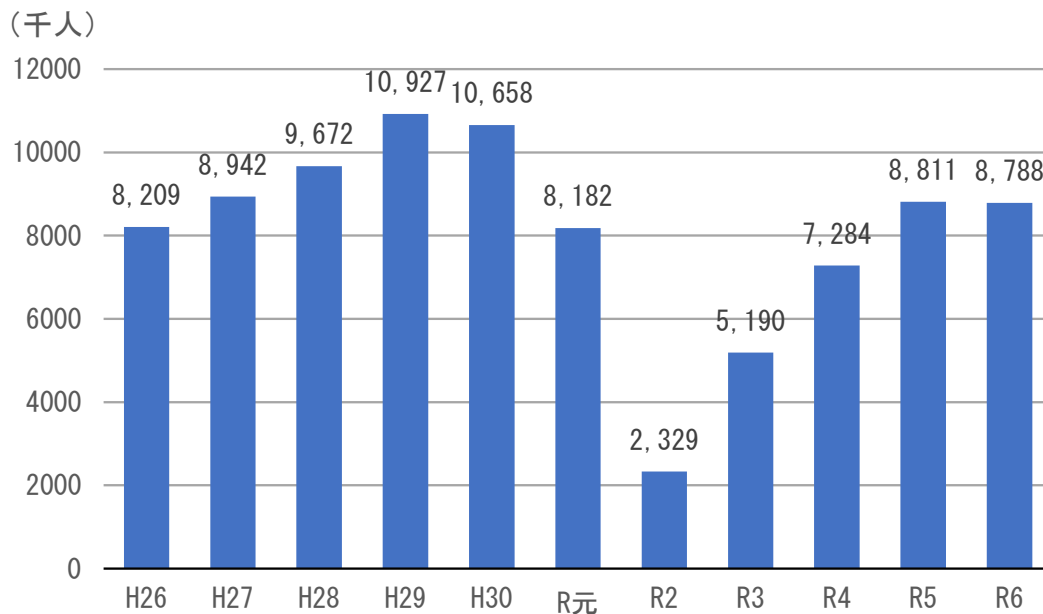
1) 太宰府市の観光動向

①観光入込客の動向

本市の観光客入込数は、平成29(2017)年頃までは増加傾向にありましたが、その後は新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和元(2019)年まで急激に減少し、ピーク時と比較して約8割減となりました。2022年10月の新型コロナウイルス感染症に係る水際対策措置の緩和以降は、観光客数が回復傾向にあります。

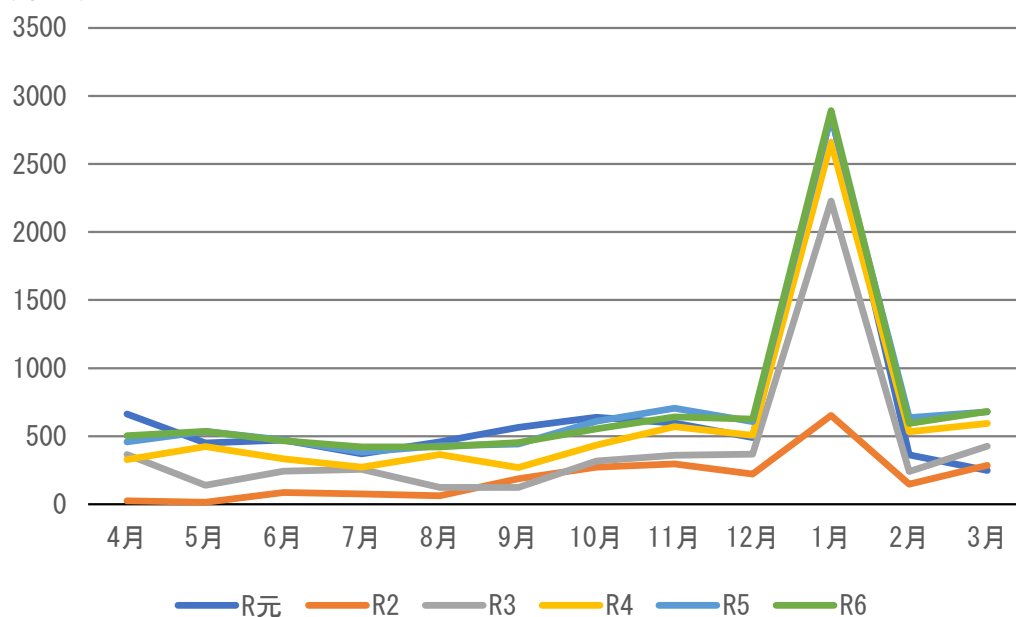
月別の推移をみると、1月に入込数が集中しており、令和4(2022)年以降は250万人を超える水準となっています。これは初詣を目的とした観光によるものと考えられます。一方、1月以外の入込数は、平均して概ね50~60万人程度となっています。

□観光客入込数の推移(年別)



□観光客入込数の推移(月別)

(千人)



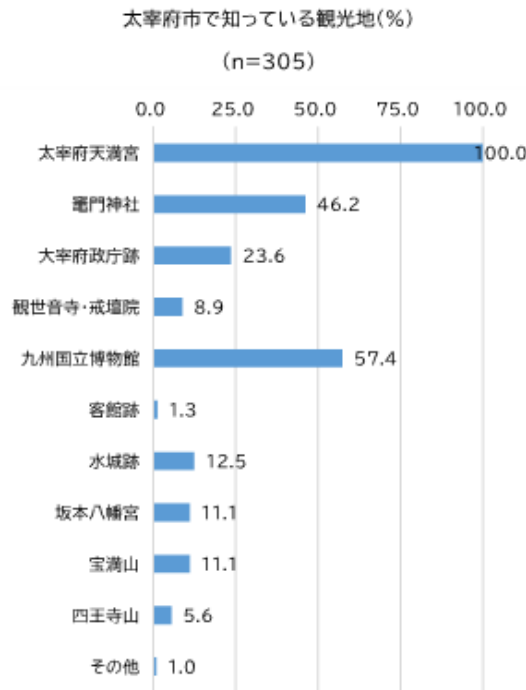
②アンケート調査による観光客の動向

1-1. 第二次太宰府市観光推進基本計画 令和6(2024)年3月 太宰府市

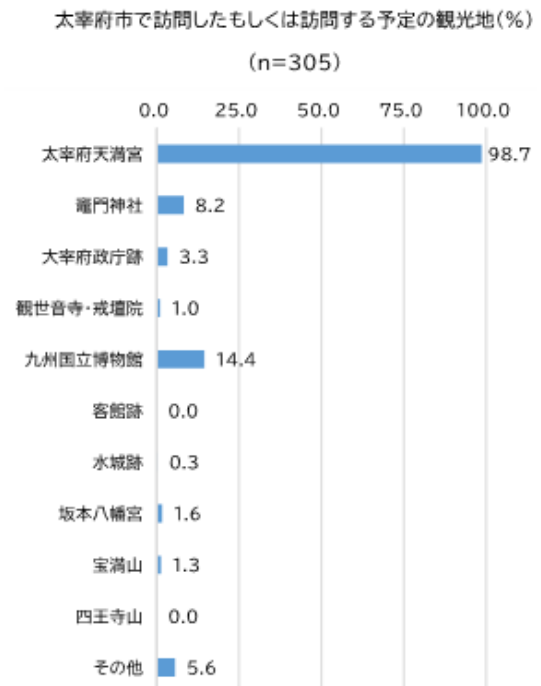
■日本人旅行者向け聞き取りアンケート調査結果

【観光地の認知度と訪問の有無】

「太宰府市で知っている観光地」と「太宰府市で訪問したもしくは訪問する予定の観光地」の結果を比較すると、太宰府天満宮以外の本市観光地では、観光地の認知度と実際の訪問状況に乖離が生じていることが分かります。また、太宰府天満宮及び九州国立博物館以外の観光地の認知度は50%を下回っており、各観光地の認知度向上も課題であると考えられます。



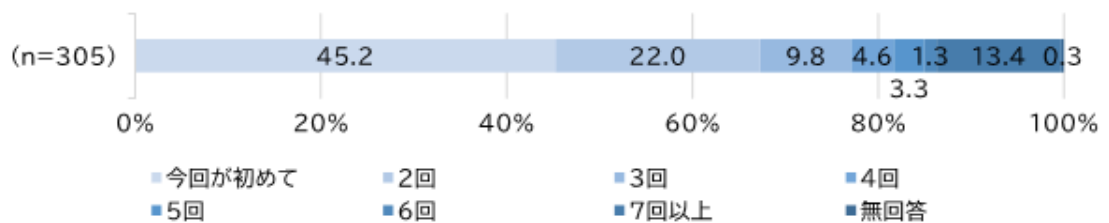
(出典:日本人旅行者向け聞き取りアンケート)



(出典:日本人旅行者向け聞き取りアンケート)

【訪問回数】

本市への訪問回数において、「今回が初めて」の割合は 45.2%となっています。一方で、2 回以上と回答した人の割合(リピート率)は 54.4%となっており、過半数の人がリピーターとして本市へ訪れていることが読み取れます。



(出典:日本人旅行者向け聞き取りアンケート)

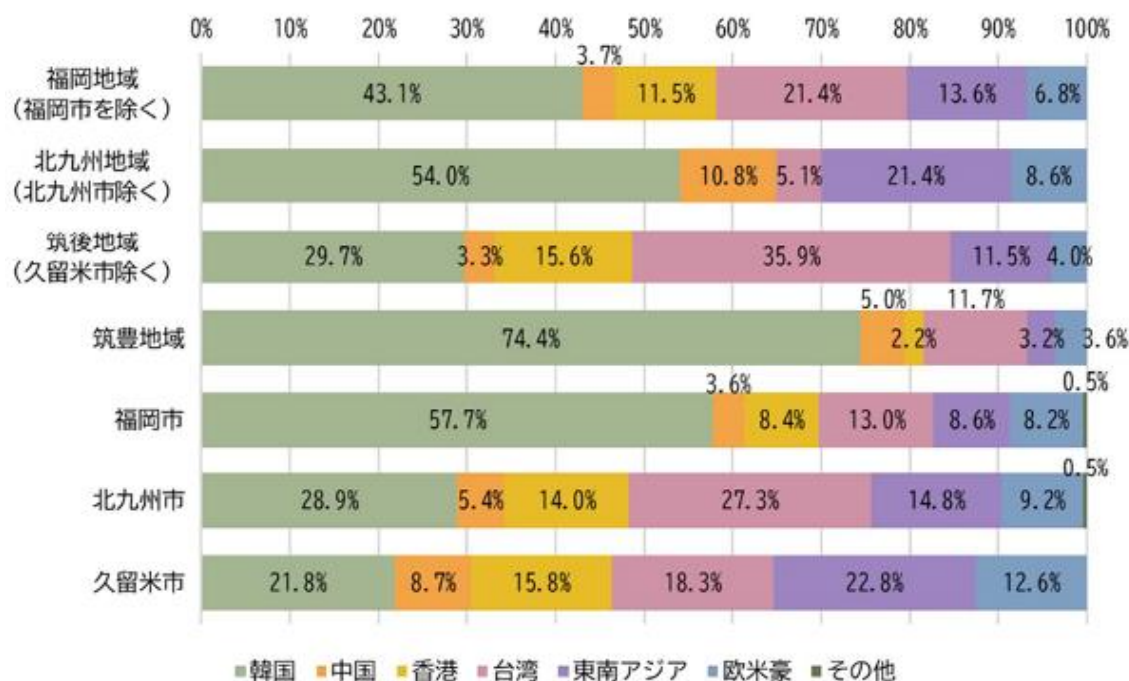
1-2. 「モバイル空間統計」を活用した観光客の来訪・宿泊や周遊の状況調査

令和7年3月 福岡県

■調査結果

【旅行者の国籍別構成割合（県内地域別）＜年間＞】

- ・筑後地域及び久留米市を除く地域・都市では、韓国からの旅行者の割合が最も高くなっており、特に筑豊地域では7割以上を占めています。一方、筑後地域では、台湾からの旅行者の割合が35.9%と最も高くなってしています。
- ・久留米市においては、東南アジアの割合が22.8%、欧米豪の割合が12.6%と、他の地域・都市と比べると高くなってしています。
- ・2022年と比較すると、いずれの地域・都市においても韓国から旅行者の割合が減少し、韓国以外のアジアの国からの来訪が増加しています。特に、福岡地域、筑後地域、北九州市では台湾からの来訪割合が大幅に伸びており、2022年と比べて10ポイント以上増加しています。



出典:「モバイル空間統計」を活用した観光客の来訪・宿泊や周遊の状況調査

【市町村別国内旅行者のデータ＜年間＞】

旅行者（性・年代別）

太宰府市	15歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	総計
男	10.6%	25.5%	16.3%	18.7%	15.2%	8.9%	4.7%	100.0%
女	12.6%	29.1%	13.8%	16.2%	14.9%	8.2%	5.3%	100.0%

宿泊者（性・年代別）

太宰府市	15歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	総計
男	8.8%	28.1%	17.0%	18.8%	15.1%	8.1%	4.1%	100.0%
女	12.3%	25.7%	16.1%	14.7%	14.2%	9.8%	7.2%	100.0%





出典：「モバイル空間統計」を活用した観光客の来訪・宿泊や周遊の状況調査

2) 主要観光資源・集客施設

①主要な観光資源

本市には、大宰府政庁跡や太宰府天満宮をはじめとする多くの史跡や文化財が残されており、古代から現代に至るまでの歴史と文化を今に伝える貴重な観光資源となっています。これらに加え、九州国立博物館などの文化施設や、四季折々の自然景観、伝統的なまちなみも観光の魅力を構成しており、歴史・文化・自然が調和した本市ならではの観光地として高い評価を受けています。

□主な文化遺産

	
大宰府政庁跡	太宰府天満宮
	
水城跡	観世音寺
	
坂本八幡宮	宝満宮稲門神社

出典：令和の都だざいふ周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携検討調査業務 報告書

□文化遺産マップ



出典: 令和の都だざいふ周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携検討調査業務 報告書

■指定・登録文化財

市内全域には国・県指定文化財及び市指定文化財として、令和 8 (2026 年) 2 月現在で総数 118 件が存在しています。

有形文化財・有形民俗文化財の多くは、太宰府天満宮・竈門神社・観世音寺・戒壇院・九州国立博物館、さらに福岡県・自治会及び個人が所有・管理しており、その多くは国もしくは県指定の文化財であります。

また、文化財の保存・活用を支える拠点施設として、九州国立博物館をはじめ、特別史跡大宰府跡に設置された大宰府展示館、特別史跡水城跡の便益施設兼ガイダンス施設である水城館、歴史の散歩道の中核施設である太宰府市文化ふれあい館が整備されています。

■歴史文化を発信する主な施設

市内には、九州国立博物館や文化ふれあい館など、文化遺産や関連資料を展示し、企画等を通じて市民や来訪者に歴史文化を発信している施設が多数存在しています。しかしながら、太宰府全体の歴史や通史を常設展示し、情報発信を行う専門的な施設は設置されていません。

●九州国立博物館

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」というコンセプトをもつ国立博物館です。常設の展示室のほか、各種企画展も行っています。



●太宰府市文化ふれあい館

大宰府関連遺跡を結ぶ「歴史の散歩道」の中核施設です。太宰府の歴史や文化をテーマにした学習の機会提供に主眼をおいた展覧会、講座等の企画を多数行っています。



●大宰府展示館

大宰府政庁跡に隣接する施設です。大宰府跡の発掘調査で検出された遺構（溝）の一部を保存公開し、出土遺物や模型などで大宰府の歴史と文化を紹介しています。



●水城館

水城東門跡に隣接し、水城跡を紹介する施設です。館内には休憩・展示スペースを備え、本市所在の史跡も映像で紹介しています。この上には、水城跡を一望できる展望台もあります。



●地域活性化複合施設 太宰府館

太宰府天満宮の参道近くにあります。観光案内や物産、史跡の解説コーナーなどがあります。万葉集講座や、木うその絵付け体験などの体験プログラムも実施しています。



●客館跡 史跡広場 展望所

平成 26 (2014) 年に特別史跡大宰府跡の追加指定を受けた古代の客館跡の1期整備で完成した史跡広場で、見つかった建物の広さや古代大宰府の街路、街の区画を体感することができます。古代日本の「西の都」の紹介や、史跡や山並みを一望できる展望所もあります。



出典：令和の都だざいふ周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携検討調査業務 報告書

②主なイベント

本市では年間を通じて多彩な行事が開催されており、なかでも観光客の来訪が集中するイベントとして、正月三が日に 200 万人を超える参拝者でにぎわう「初詣」をはじめ、「節分厄除祈願大祭」や「門前まつり」、「夏の天神まつり」などが挙げられます。

近年では、太宰府天満宮をはじめとする歴史文化資源や、日本的な季節行事の魅力が海外でも広く認知されるようになり、外国人観光客の来訪が増加しています。特に、梅の花や伝統神事を目的に訪れる外国人旅行者も多く、文化体験や写真撮影を楽しむ姿が見られます。

これらのイベントは、四季折々の風情と歴史文化を体感できる太宰府ならではの魅力として、国内外の観光客から高い人気を集めています。

□主な市内イベント(令和 7 年)

	イベント情報	実施場所	実施期間
1月	初詣	太宰府天満宮など	12/31～1/3
	鬼すべ神事	太宰府天満宮	1/7
	うそ替え神事	太宰府天満宮	1/7
2月	節分厄除祈願大祭	太宰府天満宮	2/2
	節分祭	宝満宮竈門神社	2/2
	太宰府天満宮門前まつり	太宰府天満宮	2/1～3/20
	観梅	太宰府天満宮	2/10～3/20
3月	曲水の宴	太宰府天満宮	3/2
	御笠川沿い桜ライトアップ	太宰府裏手御笠川沿い	3/29～4/13
	厄晴れひょうたん焼納祭	太宰府天満宮	4/4
4月	更衣祭	太宰府天満宮	4/20
5月	護摩焚き	宝満宮竈門神社	5/25
6月	花菖蒲とあじさい	太宰府天満宮	6/6～6/15
	時の記念日の行事	大宰府政庁跡	6/10
	大祓式	太宰府天満宮	6/30
7月	七夕祭	太宰府天満宮	7/1～7/7
	夏の天神まつり	太宰府天満宮	7/24～7/25
8月	宝満宮竈門神社 七夕祭	宝満宮竈門神社	8/7
9月	神幸式大祭	太宰府天満宮	9/20～9/25
10月	特別受験合格祈願大祭	太宰府天満宮	10/01～10/31
	太宰府市民政庁まつり	大宰府政庁跡	10/05
	秋のえんむすび大祭	宝満宮竈門神社	10/12～10/20
	秋思祭	大宰府政庁跡	10/12
11月	秋芳会菊花展	太宰府天満宮	11/01～11/25
	更衣祭	太宰府天満宮	11/20
	もみじ祭りとライトアップ	宝満宮竈門神社	11/16～12/8
12月	大祓式	太宰府天満宮	12/31
	ライトアップ in 令和の都だざいふ	太宰府天満宮	12/31～1/1

出典:太宰府観光協会ホームページ

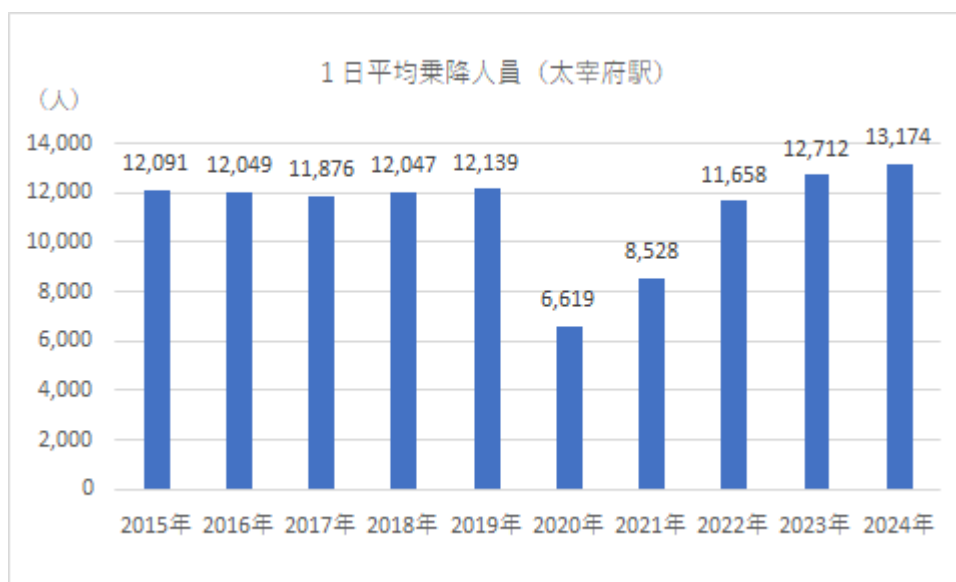
3) 主要な交通手段

市内には、鉄道は3路線（西鉄天神大牟田線、西鉄太宰府線、JR 鹿児島本線）あり、西鉄太宰府駅、西鉄五条駅、西鉄都府楼前駅及び JR 都府楼南駅の4駅を有しています。バスは10路線、コミュニティバス11路線が運行されています。

①鉄道

■西日本鉄道の太宰府駅の利用者数

4駅のうち、1日の平均乗降人数が最も多い太宰府駅の推移をみると、2019年までは12,000人前後で推移しており観光地駅として安定していました。途中、コロナ禍の影響で半減近くなったものの、2021年以降は急回復し、2024年はインバウンドの影響もあり、過去最高となっています。



出典：西日本鉄道株式会社ホームページ

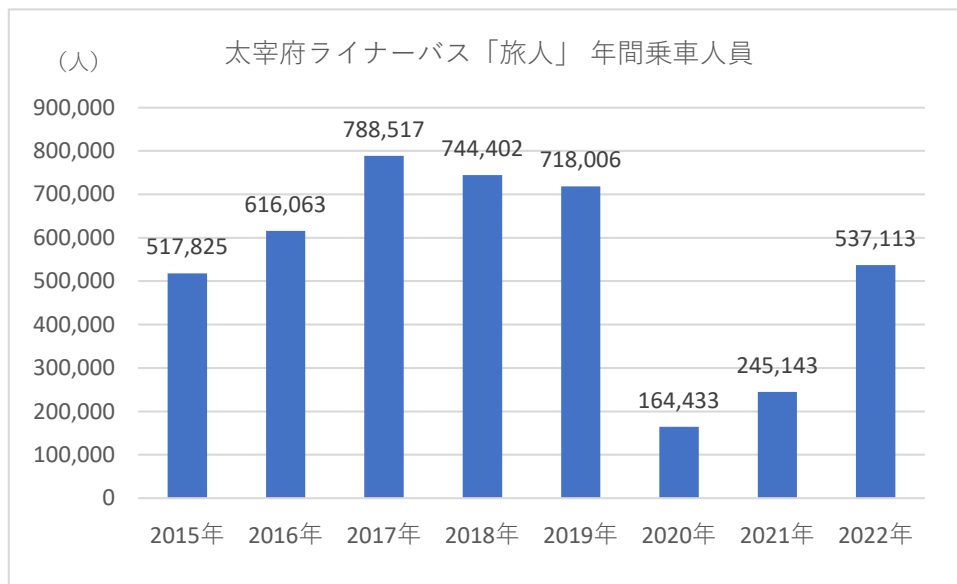
②バス

■太宰府ライナーバス「旅人」の利用者数

市内においては、路線バス9路線に加え、福岡市と結ぶ太宰府ライナーバス「旅人」の計10路線が運行されています。また、これらを補完する形で、市のコミュニティバスが11路線（まほろば号8路線、地域サポートカー3路線）運行されています。

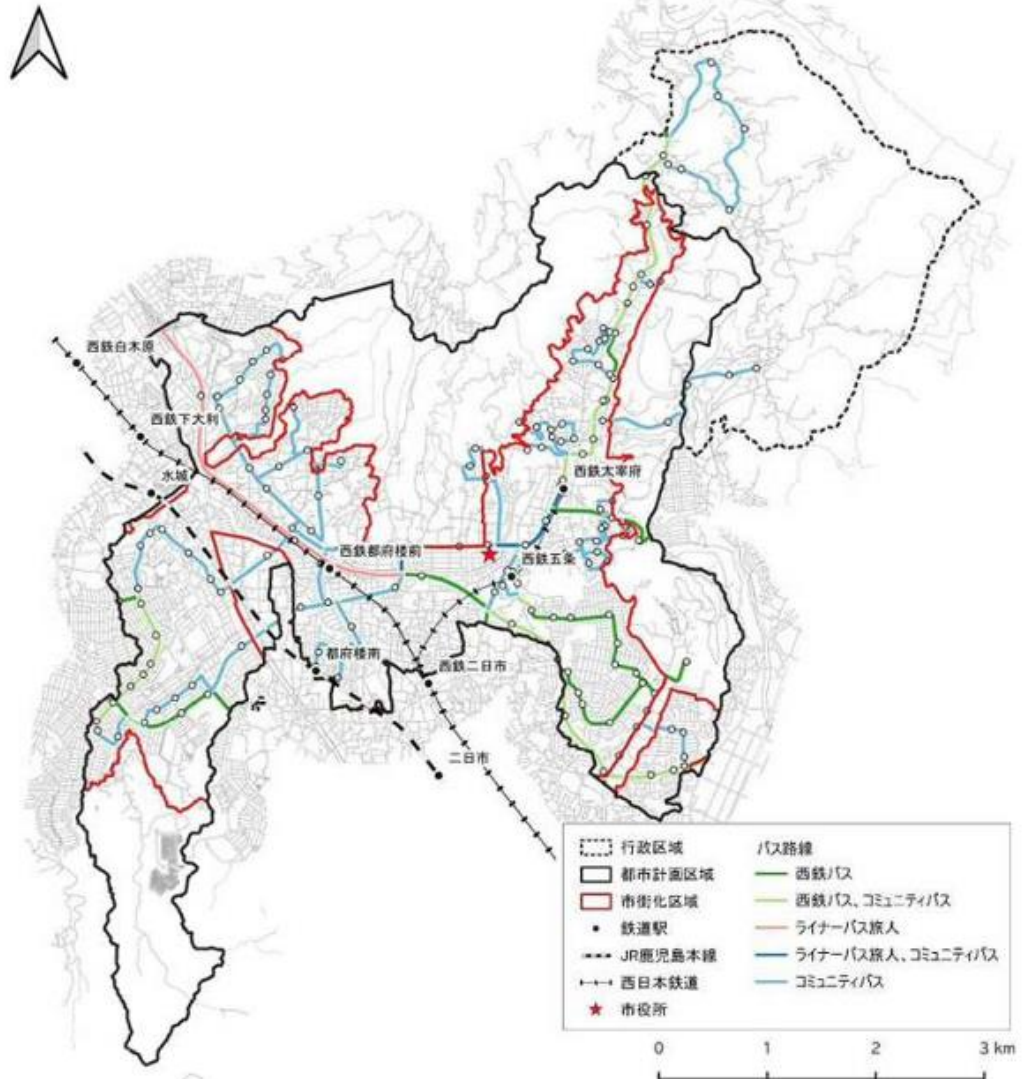
太宰府ライナーバス「旅人」は、福岡市内のバスと共通で利用でき、1日乗り降り自由の乗車券が販売されていることから、福岡空港や博多駅から太宰府方面への主要なアクセス手段として多く利用されています。平成26年4月の運行開始以降、令和6（2024年）12月には累計利用者数が600万人を突破しました。

□太宰府ライナーバス「旅人」年間乗車人員の推移



出典:太宰府市の概要(統計データ)

□バス路線の状況図



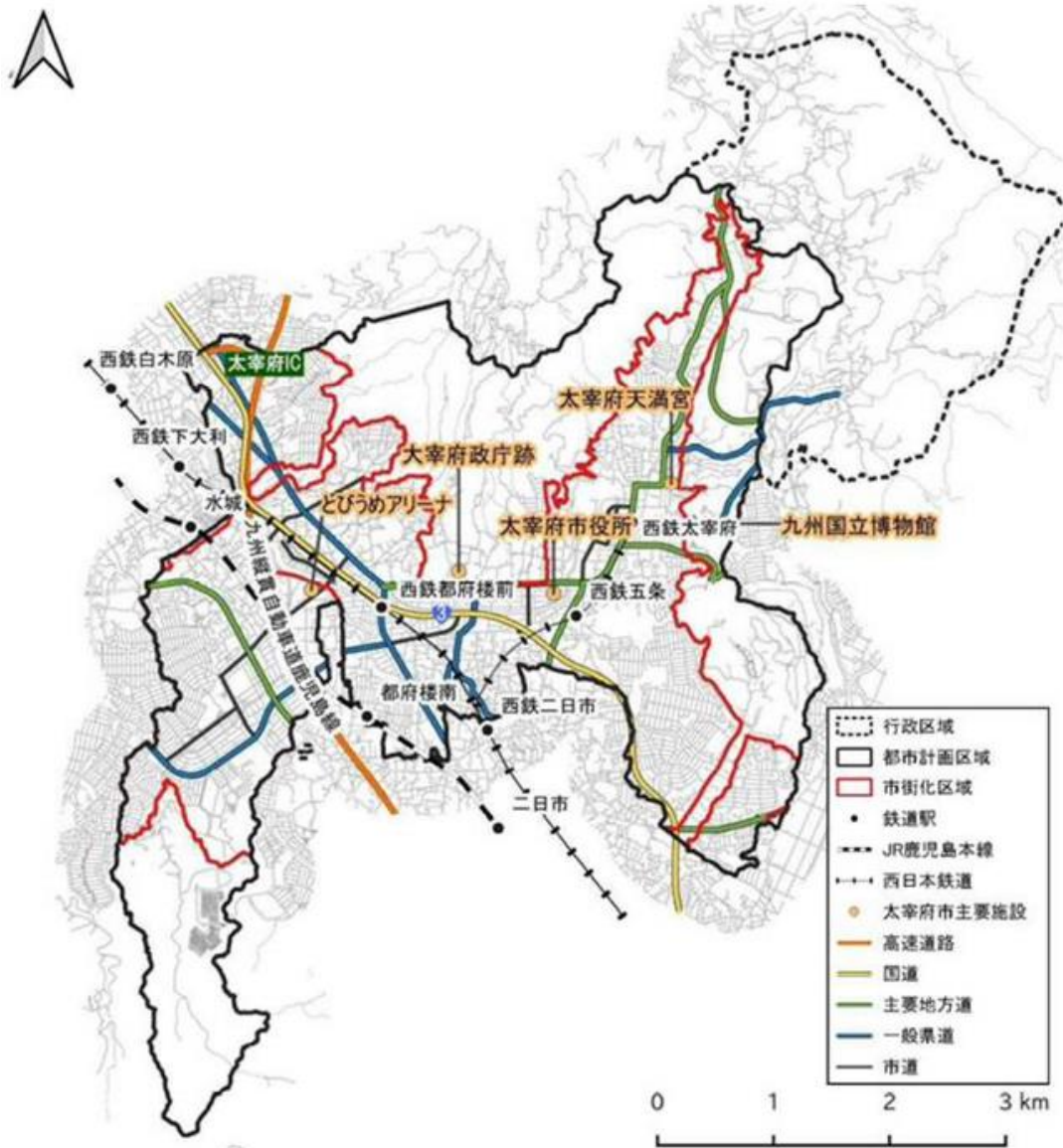
出典:令和の都だざいふ周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携検討調査業務 報告書

③自動車（駐車場を含む）

市内の道路網は、南北方向に九州自動車道及び国道3号、主要地方道筑紫野古賀線、同福岡日田線の幹線道路が通っており、広域的な骨格軸を担っています。

国内主要都市及び海外との玄関口である福岡空港にも近接しており、地形特性から、福岡市と久留米市との南北軸の九州自動車道、国道3号等の高規格道路が市内に集積しています。

道路網の配置状況



出典:令和の都だざいふ周遊促進に向けた観光拠点施設の官民連携検討調査業務 報告書

2. 太宰府天満宮門前町の観光流動

1) 観光流動の分析

①調査対象期間の設定

観光流動の調査対象は、全国でも有数の初詣客で賑わう正月三が日と、正月以外で様々な祭りやイベントが実施される中で利用者の多い催しを調査対象とするとともに、通常時における利用状況を把握する平均的な1週間を調査しました。

	対象内容	調査対象期間	備考
1	正月三が日	1月1日～3日(72時間)	場所：太宰府天満宮
2	正月以外のイベント時	2025年3月20日	門前まつり
3	平均的な1週間	2024年10月21日～27日	イベントなどがなく、最も平均的な1週間

2) 正月三が日の流動分析

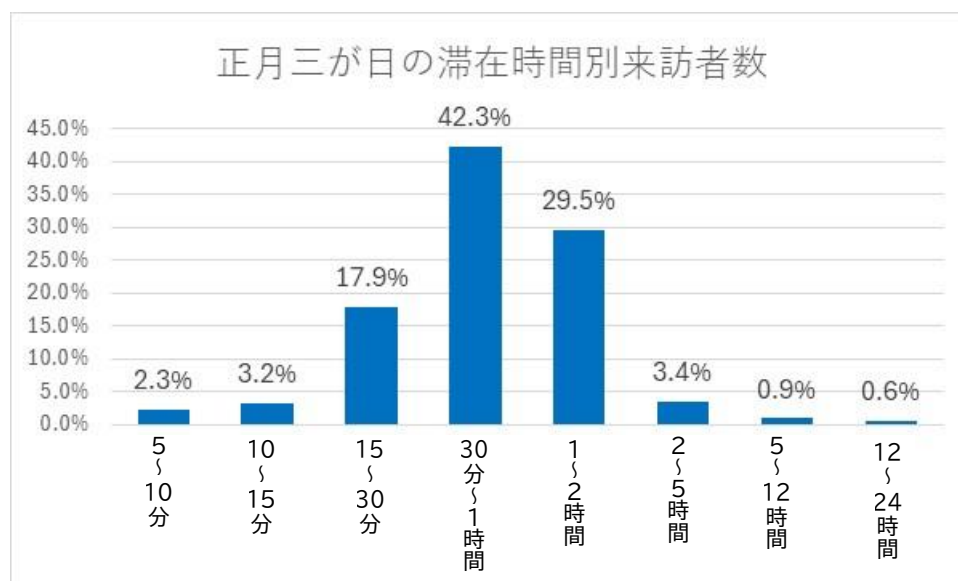
①調査概要

本市では、正月三が日に太宰府天満宮への初詣参拝客が集中し、年間を通じて最も来訪者数が多い時期となります。平常期とは異なる観光需要のピークを示しています。

時間帯別来訪者は、正月三が日の傾向として10時～11時から人手が増え、12時～14時が最大のピークで約2.3万人に達します。

②滞在時間別来訪者数

滞在時間別来訪者は「30分～1時間」が42.3%と最も多く、次いで「1～2時間」が29.5%で、30分～2時間で7割を超える状況となっています。



3) 正月以外のイベント時（門前まつり）

①調査概要

門前まつりなどのイベント開催時期は、地域住民と観光客がともに集う特別な来訪ピークであり、参道や主要観光施設周辺の人出が顕著に増加します。イベント内容や天候によって日ごとの変動はあるものの、通常期と比較して約2~3倍の来訪が見込まれるなど、観光振興効果が高い期間となっています。

日時：3月20日（木・祝）（門前まつりの最終日）

場所：太宰府天満宮

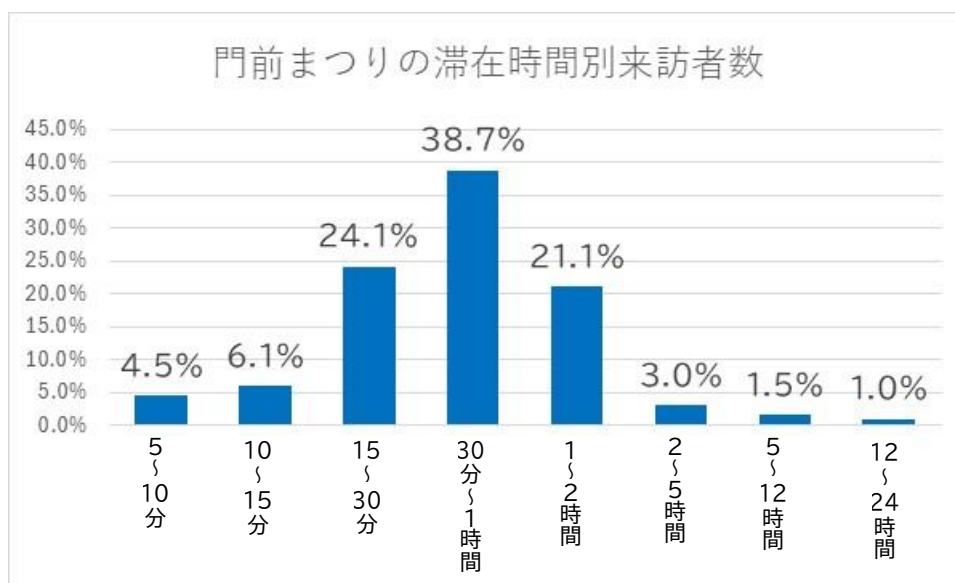
内容：「門前まつり」の最終日は、「門前まつりフェア」が10:00~16:00頃まで開催。まつり期間中で最も多くの観光客が訪れる日。

②時間帯別来訪者数

時間帯別来訪者は、10時~11時から人手が増え、12時~13時が約8千人とピークになります。

③滞在時間別来訪者数

滞在時間別来訪者は「30分~1時間」が38.7%と最も多く、次いで「15~30分」が24.1%、「1~2時間」が21.1%となっています。



4) 平均的な1週間

①調査概要

10月は年間を通じて観光需要が比較的安定しており、大型連休や主要イベントの影響を受けにくい時期です。このため、季節的な偏りを排除した平常時の来訪傾向を把握する目的で、10月の1週間(2024年10月21日(月)~10月27日(日))を「平均的な来訪状況」として設定しました。

②時間帯別来訪者数

【全体傾向】

- ・来訪が集中するのは10時~15時台で、1日の来訪者の約70~80%を占めています。
- ・太宰府天満宮・九州国立博物館など主要観光地の開門時間・閉館時間に連動した動きがみられます。

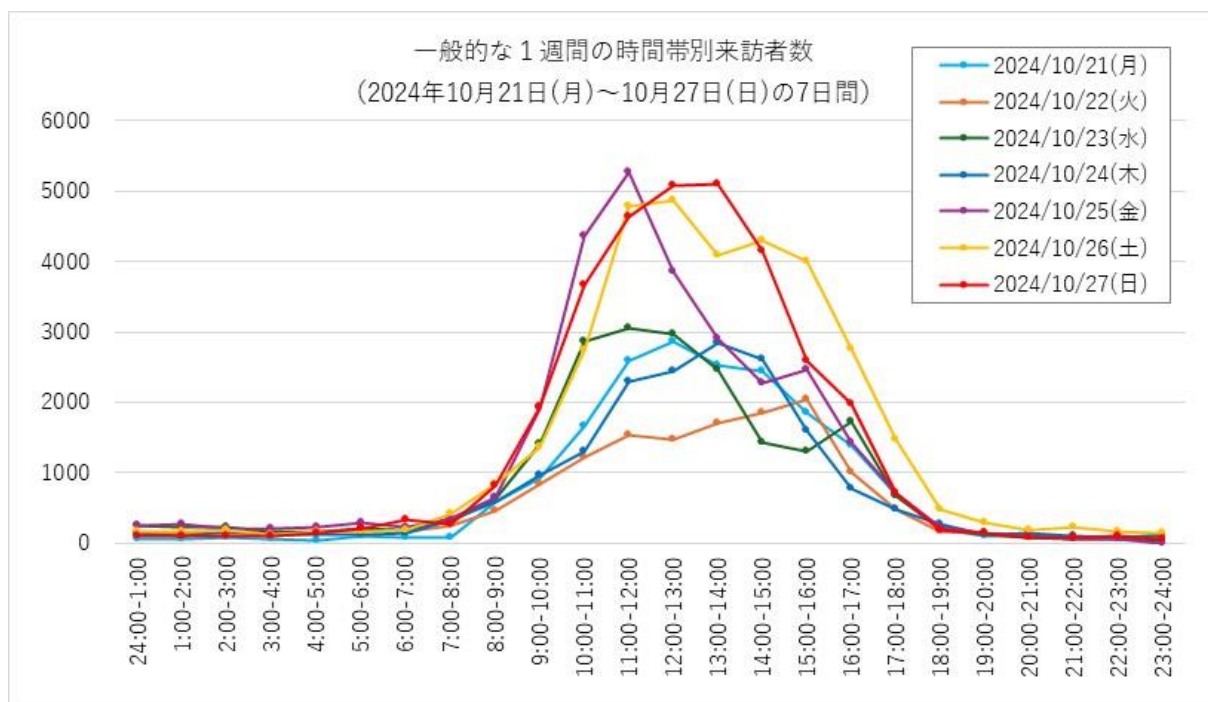
【平日(10/21~25)の傾向】

- ・来訪ピークは11時~13時台で、特に11時台(10~15%前後)と12時台(13~15%前後)が最多となります。
- ・午後にかけてやや減少し、16時以降は急速に減少します。
- ・平日は観光団体や修学旅行など、午前中心の来訪パターンが目立ちます。

【週末(10/26・27)の傾向】

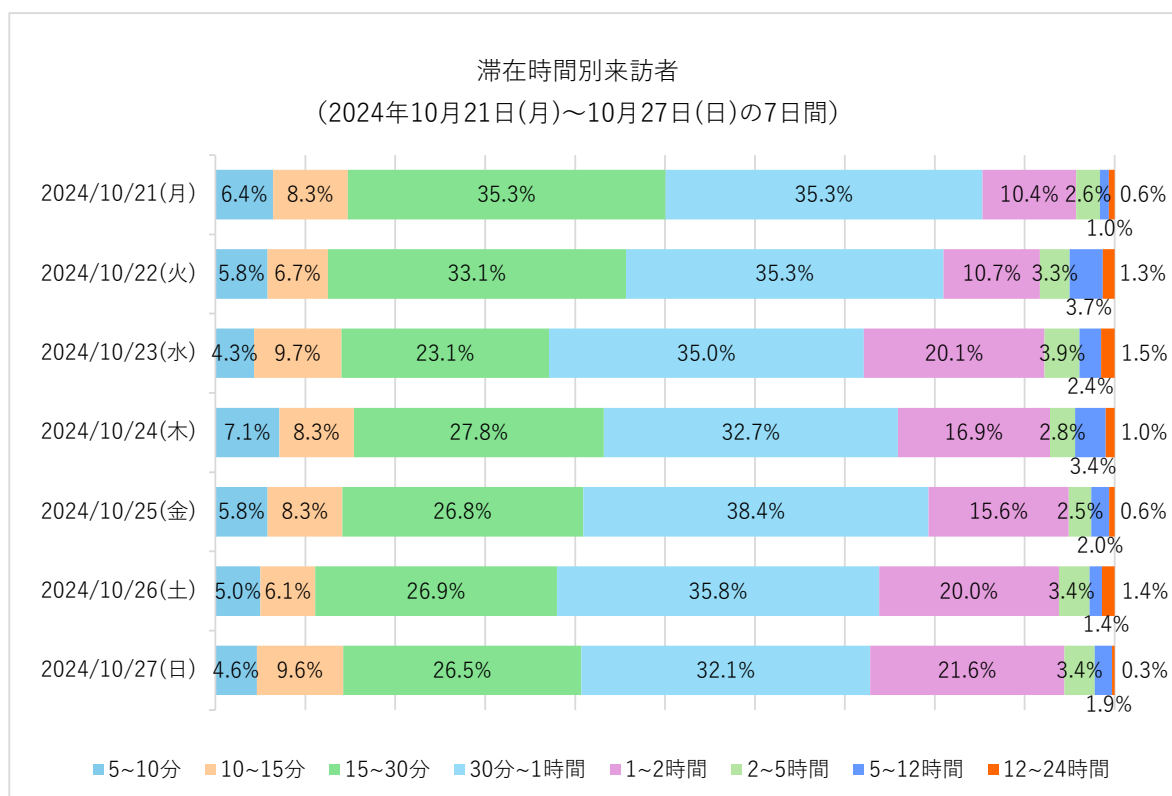
- ・土曜・日曜ともに全体の来訪者数が大幅に増加しています。
- ・11~14時台がピーク(約14~16%)で、滞在が昼過ぎまで続く傾向があります。

□1週間の時間帯別来訪者数(グラフ)



③滞在時間別来訪者数

- ・全体として滞在時間「15分～1時間」の来訪者が多く、どの曜日も全体の約60～70%を占めており、参拝や短時間の観光を目的とした日帰り・短時間滞在者が中心となっています。
- ・1～2時間の滞在層は平日(水を除く)で10～17%、水と土日で20%超と、週の中盤や週末に増加が見られます。



5) 太宰府天満宮周辺の避難誘導の検証

①太宰府天満宮周辺の滞在者数

太宰府天満宮周辺における利用者数を人流データ（マチレポ）を基に、最大滞留人数を調査した結果から10km以内の利用者を除き、ピーク時間帯の滞留人数の算出を行いました。その結果、月曜日から木曜日の平日は2,600人程度、金曜日から日曜日の休日及び休日前は4,700人程度が想定されます。

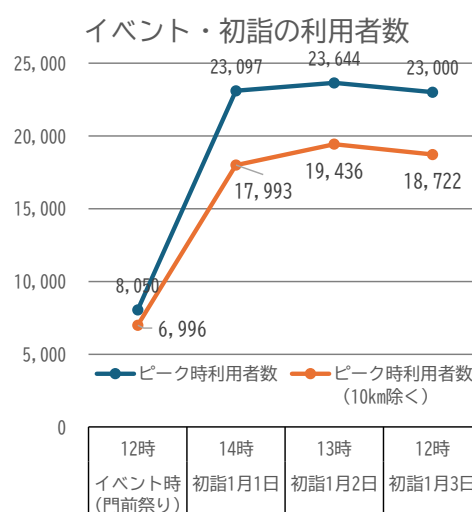
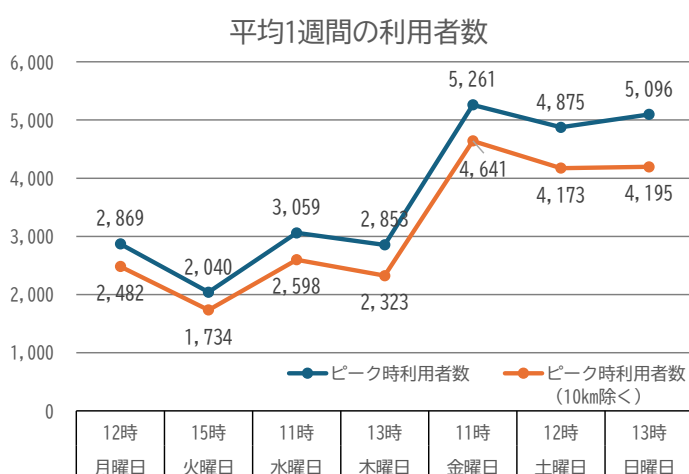
年間を通して様々なイベントが行われており、初詣以外で観光客の多いイベントとして3月の門前祭りが7,000人程度となり、初詣が20,000人程度となります。

□状況別の滞在者数

	ピーク時間	ピーク時利用者数	ピーク時利用者数(10km除く)
月曜日	12時	2,869	2,482
火曜日	15時	2,040	1,734
水曜日	11時	3,059	2,598
木曜日	13時	2,853	2,323
金曜日	11時	5,261	4,641
土曜日	12時	4,875	4,173
日曜日	13時	5,096	4,195
イベント時(門前祭り)	12時	8,050	6,996
初詣1月1日	14時	23,097	17,993
初詣1月2日	13時	23,644	19,436
初詣1月3日	12時	23,000	18,722

※1週間（2024年10月21～27日、門前祭り2025年3月20日）

※徒歩圏10km以内は徒歩帰宅として除外



②市民の避難者数

令和7年9月の「地震に関する防災アセスメント調査報告」による各想定地震における本市の避難者数（在宅避難・車中泊避難を含む）は、宇美断層（冬18時：強風）が約16,000人で、警固断層帯連動が約15,000人と想定されています。

③本市の指定避難所及び協定避難所

本市は、指定避難所が22施設、協定避難所が14施設となっております。

④観光客の一時退避施設の確保検討

一時退避場所の確保としては、門前町の観光事業者である業務施設（事務所等）、商業施設（飲食店等）、宿泊施設に協力を頂き、施設内に一時的に受け入れてもらうと想定した場合1,460人が収容可能となります。

⑤車中泊避難の検討

常設の駐車場は、太宰府天満宮駐車場から民間駐車場（コインパーキング）を含めた35カ所で車2,147台、バス26台が利用できます。また、初詣時には臨時駐車場10カ所があり、1,449台が利用できます。

車が3名、バスが30名を収容した場合、常設駐車場で7,221人、臨時駐車場で4,347人と合計11,568人の車中泊避難が可能となります。

⑥鉄道車両の避難者の受入検討

西日本鉄道の太宰府駅に発着する車両は4両編成で運行していることから、この車両に避難者を一時的に受け入れ、協力を図るものとします。4両での受け入れ可能人数は176人（44人×4両）となります。

※3000形：1車両の座席44人、9000形：1車両の座席40人

⑦バス車両の避難者の受入検討

太宰府駅前には、路線バス3路線と太宰府市コミュニティバス3路線が乗り入れており、太宰府駅前広場のバスバースは3台分が確保されています。

駅前広場にバス3台が停車していた場合は、3台での受け入れ可能人数は61人（23人×2台、15席×1台）となります。

※一般的なバス車両の想定席数 路線バス：座席23席、ポンチョバス：座席15席

※前提として、道路状況に支障がなく、公共交通機関も通常通り運行している場合は、観光客は帰宅を基本とするが、道路の寸断等により帰宅が困難な場合に一時退避や車中泊避難等を想定している。

※災害等により、各関係者にも被害が出ていることも想定されるため、本マニュアル上の記載により交通事業者等の協力を確約するものではない。

3. 太宰府市のリスク

1) 太宰府市の想定される災害リスク

本市は福岡平野の東端に位置し、背後に宝満山、四王寺山などの山地を抱え、中心部には御笠川が流れています。山麓・谷筋・市街地・農地など多様な地形が存在し、豪雨・地震・土砂災害・洪水などの自然災害が複合的に発生しやすい地域です。

①過去の災害事例

■豪雨・水害

○令和 3(2021 年)8 月大雨

- ・福岡・佐賀・長崎の 3 県に「大雨特別警報」が発表
- ・総雨量:800.5 mm(8 日間)(年平年降水量の約 44%、8 月平年降水量の約 3.5 倍)
- ・避難所:21 か所開設
- ・被害 :土砂崩れ 4 か所、法面崩壊 4 か所、道路冠水 1 か所、原口池堤体 1 か所

○平成 30(2018 年)7 月豪雨(梅雨前線)

- ・西日本に停滞した前線と台風 7 号の影響による全国的に記録的な大雨、大雨特別警報の発表に伴い、避難指示(緊急)を発令
- ・総雨量:457 mm(2 日間)
- ・避難所:24 か所開設
- ・被害 :三条台区で小規模土石流により全壊 1 棟。床下浸水 4 棟、がけ崩れ 27 か所

○平成 26(2014 年)8 月豪雨

- ・太宰府市太宰府で 1 時間に 98.5 mmの豪雨
- ・被害 :床上浸水 2 棟(1 世帯)、床下浸水 6 棟(5 世帯)

■地震

○平成 28(2016 年)4 月 16 日 平成 28 年熊本地震

- ・福岡県内で最大震度 5 強、本市では震度 4

○平成 17(2005 年)3 月 20 日 福岡県西方沖地震(M7.0)

- ・福岡市等で震度 6 弱、太宰府市観世音寺で震度 4
- ・この地震をきっかけに、警固断層帯の活動リスクが広く認識
- ・被害 :重傷 1 名、軽傷 1 名、住家の半壊 1 棟、一部損壊 174 棟

■風害・台風

○平成 3(1991 年) 台風 17 号・19 号

- ・強風により倒木や屋根の損壊が発生、太宰府天満宮周辺の観光施設でも一時閉鎖措置
- ・被害 :住宅の一部破損 112 棟、文教施設の被害 82 か所、道路被害 9 か所、水道被害 13 か所等

■火災・その他

○太宰府天満宮表参道付近での火災

- ・平成 16(2004 年) ガス爆発により延焼拡大した建物火災、3 棟全焼
- ・令和 7(2025 年) 木造 2 階建ての建物火災(全焼)が 2 件発生
- ・古い建物が密集する門前町の火災リスクが再認識された

②ハザードマップ上の災害リスク (市全体)

太宰府市では、ホームページ上で「太宰府市防災マップ (ハザードマップ)」を公開しています。本マップによると、市全体においては、次のような災害リスクが想定されています。

【洪水氾濫】

想定河川 : 御笠川

想定最大浸水深 : 最大で 3.0m 以上の区域あり (御笠川沿い)

浸水想定地域 : 都府楼・水城・坂本・通古賀地区、西鉄都府楼前駅・都府楼南駅周辺

【土砂災害】

指定区域数 : 約 200 か所 (急傾斜地崩壊・土石流警戒区域)

警戒区域集中地域 : 内山・石坂・北谷・宰府地区の山麓部、宝満山～四王寺山の谷沿い・斜面地

【地震】

想定断層 : 警固断層帯南部

想定震度 : 最大震度 7 (直下型地震)

液状化の可能性 : 御笠川沿いの低地で発生可能性あり

③ハザードマップ上の災害リスク (太宰府天満宮周辺)

■地形と位置特性

太宰府天満宮の背後には宝満山をはじめとする山地が広がっています。周辺は山麓と平地の境界にあり、北西方向には御笠川が流れています。このため、土砂災害や内水氾濫などが発生しやすい区域です。

■想定される主な災害リスク

【土砂災害】

- ・太宰府天満宮背後の宝満山方面に土石流の（特別）警戒区域や急傾斜地の崩壊（特別）警戒区域が複数指定。
- ・特に内山・北谷・高雄地区を中心に、土砂災害警戒区域および特別警戒区域が指定されており、豪雨時には斜面崩壊や土石流の発生に注意が必要。

【洪水氾濫】

- ・太宰府天満宮西側を流れる御笠川は、大雨時に増水・氾濫の可能性あり。
- ・太宰府天満宮境内は比較的標高が高く直接的な浸水被害は少ないが、西鉄太宰府駅周辺～五条方面は氾濫の想定区域。

【地震】

- ・本市は警固断層帯の影響下にあり、太宰府天満宮周辺でも震度 6 強～7 程度の揺れが想定される。
- ・門前町や参道沿いの木造商店は、地震時に倒壊・落下物・火災の危険性が高い。

【火災・延焼】

- ・太宰府天満宮門前町など木造建築密集地区では延焼拡大の懸念あり。

□水害・土砂災害ハザードマップ(太宰府天満宮・九州国立博物館周辺)



出典：太宰府市ハザードマップ 令和 4 年 3 月

④市外・県外からのアクセスルート

【1】JR博多駅から

- **鉄道** 福岡市営地下鉄、西鉄天神大牟田線で約 45 分
(福岡市営地下鉄博多駅⇒天神駅⇒徒歩⇒西鉄天神大牟田線天神駅⇒
西鉄二日市駅乗換⇒西鉄太宰府駅)

【2】福岡空港から

- **鉄道** 福岡市営地下鉄、西鉄天神大牟田線で約 50 分
(福岡市営地下鉄福岡空港駅⇒天神駅⇒徒歩⇒西鉄天神大牟田線天神駅⇒
西鉄二日市駅乗換⇒西鉄太宰府駅)
- **バス** 国際線ターミナルから太宰府行きバスで約 27 分
(福岡空港⇄太宰府間バス路線「太宰府ライナーバス旅人」)

【3】博多埠頭から

- **タクシー・自動車** 福岡都市高速環状線経由(有料区間) 約 21 分
- **バス** 西鉄バス、西鉄大牟田線で約 1 時間 7 分

【4】自動車でのアクセス

- 九州自動車道「太宰府 IC」から約 15 分、「筑紫野 IC」から約 20 分
- 福岡都市高速道路 2 号線「水城 IC」から約 15 分

【5】「太宰府観光バス 旅人」でのアクセス

- 博多バスターミナル ~ 西鉄太宰府線「太宰府駅」 約 40 分
- 福岡空港国際線ターミナル ~ 西鉄太宰府線「太宰府駅」 約 25 分



□アクセスマップ

出典:日本遺産 太宰府 古代日本の「西の都」
~東アジアとの交流拠点~

4. 太宰府市の観光計画

1) 太宰府市の上位関連計画

□本市の上位計画、関連計画

本市全体の計画	1	第3期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(太宰府市続まちづくりビジョン)
	2	第二次太宰府市都市計画マスタープラン
	3	太宰府市立地適正化計画
分野計画	4	第二次太宰府市観光推進基本計画

①第3期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(太宰府市続まちづくりビジョン)

(令和7(2025)年3月策定)

本戦略は、急速な少子高齢化や人口減少といった社会情勢の変化に対応し、将来にわたって活力ある社会を実現するために策定されました。第2期戦略において本市は、社会増の大幅な増加や、全国の上位1%程度となる「自立持続可能性自治体」への選定、市政への信頼度回復といった飛躍的な成長を遂げています。第3期ではこれらの好循環を次代へと確実につなぐため、「課題解決先進都市だざいふ」を長期的な目指すべき姿として定め、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間の計画期間です。

【観光危機管理に関わる取り組み】

本市は多くの歴史的資源を有し、膨大な観光客や参拝客が訪れる都市であることから、市民のみならず「来訪者の生命財産を守る」視点を非常に重視しています。具体的には、以下の施策を通じて観光危機管理を強化します。

○観光客・参拝客災害への対応

近隣自治体、観光事業者、地域と連携し、災害時の対応ガイドライン整備や定期的な避難訓練の実施を検討します。その具体的な成果指標(Output KPI)として、「観光危機管理マニュアルの作成」の達成を掲げています。

○「日本一の猛暑のまち」としての対策

記録的な猛暑から観光客等を守るため、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の設置促進や、猛暑対策を組み込んだ観光施策を展開します。

○情報発信体制の整備

災害時においても、観光情報や防災情報を一体的かつ迅速に発信できる新たな情報発信手段(デジタルサイネージ等)の構築を進めます。

○オーバーツーリズム対策と安全確保

交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保のため、交通誘導の徹底、公共交通機関への転換促進、レンタサイクルの活用、さらには観光分散化の取り組みを推進します。

③太宰府市立地適正化計画（令和 7（2025）年 10 月策定）

本市では、今後さらに多様に变化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少、少子高齢化などに対応するため、持続可能で安心・安全な都市構造への転換を図ることが必要との認識のもと、住宅、医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を策定しました。

計画期間は令和 7(2025)年度から令和 26(2044)年度です。

近年、水災害や地震等の自然災害が全国各地で激甚化・頻発化しており、防災とまちづくりが一体となった取組の重要性がより一層高まっており、立地適正化計画において「防災指針」の策定しており、強靱なまちづくりを推進するため、平時からの取組を幅広く位置付けた「太宰府市国土強靱化地域計画」をはじめ、関連する各種個別の計画とも連携・整合を図りながら取組施策を定めています。

国土強靱化地域計画と連携した防災指針の取り組み施策に「観光客等の災害時帰宅困難者に対する支援」「外国語ハザードマップの作成や観光スポットへの誘導版の設置等、災害時の観光客・外国人に対する支援」を位置付けています。

④第二次太宰府市観光推進基本計画（令和 6（2024）年 3 月策定）

今後の本市の観光振興についての基本的な考え方、目標及び具体的な施策を示した計画であり、平成 31(2019)年に第一次計画が策定されました。その後、コロナ禍による観光需要への深刻な影響やオーバーツーリズムへの対応など、本市の観光を取り巻く環境が変化していることから、これまで以上に戦略的かつ効果的な施策の推進を図るため、令和 6(2024)年に第二次計画が策定されました。基本計画の実施期間は、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度の 5 年間です。

本計画では、「観光を核とした地域活性化」を目指す姿として示されるとともに、基本戦略の方針として、回遊性の向上や観光消費額単価の増加に繋がる観光コンテンツの開発・磨き上げ、交通利便性の向上など、受入環境の整備・充実、さらに民間事業者など関係機関との連携強化を掲げています。

「基本施策⑤ 安心安全の観光地域づくり」においては、災害や感染症といった危機から地域と観光客の生命財産を守るため、平時より国や県の情報を収集し、必要に応じて周知を図るとともに、近隣自治体、観光事業者や地域と連携し、災害等対応についてのガイドライン(観光客の避難体制・実施体制等)の整備や定期的な避難訓練等の実施が計画されており、その取り組みの一環として、本計画の策定を進めます。

5. 想定する観光危機

1) 想定される観光危機

①発生が想定される危機・災害

本市で想定される観光危機については、「太宰府市地域防災計画」「太宰府市国土強靱化地域計画」「太宰府市国民保護計画」「太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例」で想定されている自然災害、人的災害・危機、健康に関わる危機、環境に関わる危機、市外の災害、その他の危機で、観光客の来訪者に大きな影響を及ぼす恐れのある危機を、本市の観光危機として設定します。

■発生が想定される危機・災害一覧

	災害の種類	当地での災害規模・被害想定
自然災害 ・危機	大規模地震 警固活断層(直下型地震)	・地震(マグニチュード 7.7、最大震度 7) ・急傾斜地の崩壊 ・大規模火災 ・地盤液状化 ・土石流、建物の倒壊 ・大規模停電 ・断水
	豪雨・台風	・土砂災害 ・内水氾濫 ・洪水 ・竜巻
	大規模火災	・山林火災 ・市街地の延焼(観光関連施設の火災)
人的災害 ・危機	建物倒壊	・道路の通行不能 ・家屋倒壊
	突発的事件・事故	・公共交通の衝突事故、転落事故 ・無差別殺傷事件
	社会インフラの不全	・大規模停電 ・断水 ・通信障害
	環境破壊	・水質汚染 ・大気汚染
健康に関わる 危機	感染症	・感染症拡大による外出自粛 ・感染症、ノロウイルス、インフルエンザの拡大
	エコノミークラス症候群	・患者の大量発生 ・高齢者等の死亡
環境に関わる 危機	異常気象	・異常高温
市外の災害	公共交通インフラの不全	・広域交通網(航空機、新幹線)の不通 ・高速道路の通行止め
	中心都市の被災	・福岡市など大都市の都市機能麻痺
その他の危機	情報の錯綜・デマ情報	・風評被害による観光客の激減

②優先的に対応すべき危機・災害

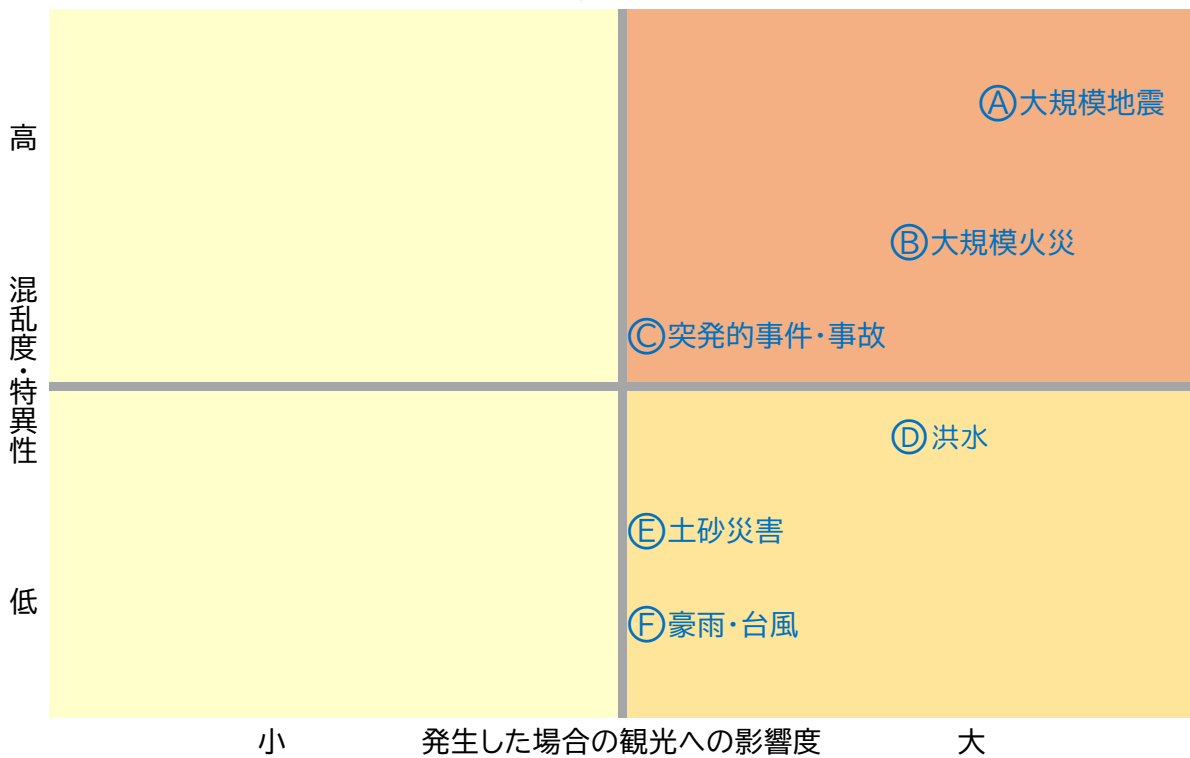
本市において発生のある可能性のある災害・危機の整理を踏まえて、観光客など来訪者や地域経済に大きな影響を及ぼす恐れがある災害・危機が発生した場合の備えで優先すべき項目について混乱度・特異性と、発生した場合の観光への影響度をマトリックスに整理します。

優先的に対応すべき危機・災害については、本市の特異性として観光客など来訪者への混乱度が大きく、発生した場合の環境への影響度が大きい危機・災害が最優先で取り組むべき事項とします。

【優先度が高い危機・災害】

- ①大規模地震 → ②大規模火災 → ③突発的事件・事故 → ④洪水 →
⑤土砂災害 → ⑥豪雨・台風

■観光リスクマトリックス（観光客への影響度で整理）



2) 観光危機による影響想定

優先度が高い危機・災害が発生した場合、地域内に滞在する訪問者（観光客）への影響、地域内の観光関連事業者（従業員等を含む）への影響について、具体的に想定し、観光危機管理に活かしていくものとします。

	来訪者への影響	本市への影響
㊤ 大規模地震	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運休、計画運休 ・幹線道路の通行止め ・帰宅困難者の発生 ・地震による死傷者の発生 ・避難時の混雑による死傷者の拡大 ・避難時の行方不明者の発生 ・避難の長期化で災害関連死の増加 ・観光客の携帯品、自動車などの被害の発生 ・観光ツアーの行程変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者への一時滞留施設の確保 ・帰宅困難者への食料・物資の提供 ・帰宅困難者の帰宅支援 ・物流、流通の停止 ・倒壊、破損による観光施設の休館、喪失 ・倒壊、破損による観光関連施設の休業、廃業 ・事業者・従業員の死傷者の発生 ・従業員の離職や失業 ・観光イベント等の中止 ・市及び観光関係団体への問い合わせの増加 ・予約などのキャンセルの発生 ・施設の休館・休業で観光客・売上の減少
㊥ 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による死傷者の発生 ・避難時の混雑による死傷者の拡大 ・避難時の行方不明者の発生 ・観光客の携帯品、自動車などの被害の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光イベント等の中止 ・市及び観光関係団体への問い合わせの増加 ・観光施設の焼失による観光資源の喪失 ・観光関連施設の焼失による営業停止、廃業 ・予約などのキャンセルの発生 ・施設の休業、観光客・売上の減少 ・観光関連施設の廃業 ・従業員の離職や失業
㊦ 突発的事件・事故	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の死傷者の発生 ・公共交通機関の運休 ・幹線道路の通行止め ・帰宅困難者の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・予約などのキャンセルの発生 ・観光客・売上の減少

	来訪者への影響	本市への影響
㊦ 洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運休、計画運休 ・幹線道路の通行止め ・帰宅困難者の発生 ・浸水による死傷者の発生 ・観光客の携帯品、自動車などの被害の発生 ・観光ツアーの行程変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者への一時滞留施設の確保 ・帰宅困難者への食料・物資の提供 ・帰宅困難者の帰宅支援 ・物流、流通の停止 ・浸水による観光施設の休館、喪失 ・浸水による観光関連施設の休業、廃業 ・事業者・従業員の死傷者の発生 ・従業員の離職や失業 ・観光イベント等の中止 ・市及び観光関係団体への問い合わせの増加 ・予約などのキャンセルの発生 ・浸水した観光施設の排水・清掃・消毒が完了するまでの開館の遅延 ・浸水した観光関連施設の排水・清掃・消毒が完了するまでの営業再開の遅延 ・施設の休館・休業で観光客・売上の減少
㊧ 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の一部運休 ・幹線道路の通行止め ・土砂災害による死傷者の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び観光関係団体への問い合わせの増加 ・観光施設の土砂災害による観光資源の喪失・休館 ・観光関連施設の土砂災害による営業停止、廃業 ・事業者・従業員の死傷者の発生 ・従業員の離職や失業 ・予約などのキャンセルの発生 ・土砂が流入した観光施設の清掃・消毒が完了するまでの開館の遅延 ・土砂が流入した観光関連施設の清掃・消毒が完了するまでの営業再開の遅延 ・施設の休館・休業で観光客・売上の減少

	来訪者への影響	本市への影響
㊦ 豪雨・台風	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運休、計画運休 ・幹線道路の通行止め ・帰宅困難者の発生 ・暴風・飛来物による死傷者の発生 ・避難時の行方不明者の発生 ・観光客の携帯品、自動車などの被害の発生 ・観光ツアーの行程変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・物流、流通の停止 ・停電による観光施設の休館 ・停電による観光関連施設の休業 ・観光イベント等の中止 ・市及び観光関係団体への問い合わせの増加 ・観光施設の風水害等による観光資源の喪失、利用停止 ・観光関連施設の風水害等による営業停止、廃業 ・予約などのキャンセルの発生 ・施設の休館・休業で観光客・売上の減少 ・土砂災害の発生 ・洪水、浸水被害の発生

第3章 観光危機管理方針

1. 観光危機管理の基本方針

1) 基本方針

本市は、令和6年度年間879万人の観光客が訪れる国際観光都市であるため、観光客数の減少は地域経済への影響が計り知れないことから、観光客が安全に安心して本市を訪れる環境を形成する観光危機管理は極めて重要なものとなっています。

本市では、自然災害に対する防災対策として「太宰府市地域防災計画」が定められていることから、この計画と連携して、危機発生時における避難誘導、応急対策、情報提供、帰宅困難者支援、観光危機からの回復を行っていきます。

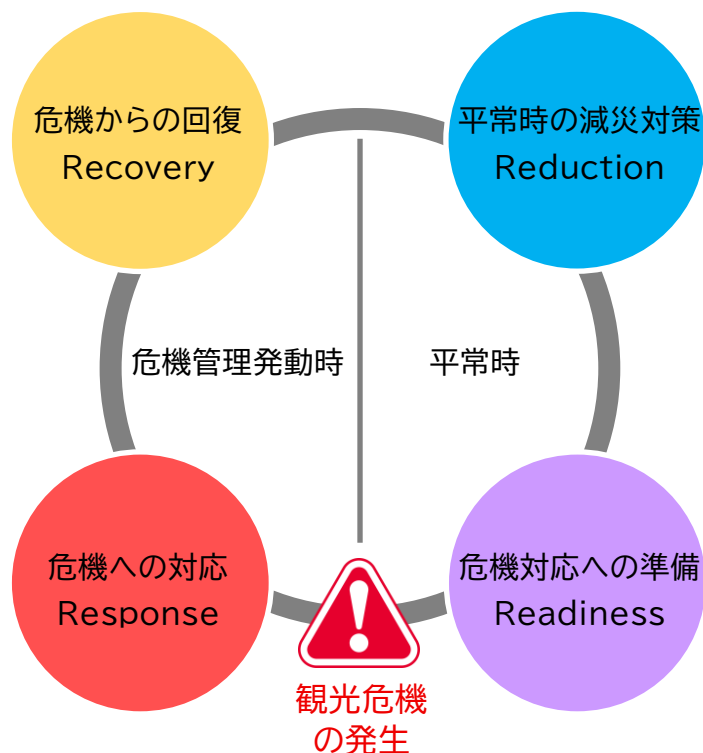
本市を訪れる観光客の多くが福岡市などに宿泊し、日帰りで本市を訪れることから、宿泊地である福岡市などへの帰宅支援について、福岡県及び福岡市等周辺自治体、公共交通機関との連携を進めていきます。

基本方針

市民とともに、観光客の安全を確保し関係機関と連携し、宿泊地等への安全な帰宅支援を目指します

観光危機管理対策は、時間の経過とともに「平常時の減災対策 (Reduction)」「危機対応への準備 (Readiness)」「危機への対応 (Response)」「危機からの回復 (Recovery)」の4段階を基本とします。各段階では、行政、観光関連団体、観光関連事業者、市民が一体となって最善の対策を行動することで減災、被害拡大防止に努めます。

■ 観光危機管理サイクル



2) 観光危機管理の段階別方針

①観光危機管理段階別方針

観光危機管理対策の4つの段階である「平常時の減災対策 (Reduction)」「危機対応への準備 (Readiness)」「危機への対応 (Response)」「危機からの回復 (Recovery)」について下記に方針を示します。

平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発等の施策を推進します。

危機対応への準備 (Readiness)

観光危機発生時における対応等を予め検討し、観光客の安全確保や観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進します。

危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進します。

危機からの回復 (Recovery)

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進します。

②地域防災計画との時系列の関係整理

地域防災計画の計画構成と観光危機管理の計画構成を整理すると下記の通りとなります。

地域防災計画	予防計画		応急対策計画	復旧復興計画
観光危機管理計画	平常時の減災対策 (Reduction)	危機対応への準備 (Readiness)	危機への対応 (Response)	危機からの回復 (Recovery)

2. 観光危機管理の実施体制

1) 観光危機管理体制

① 観光危機管理体制の考え方

観光危機管理体制は、対応する危機事象により大きく変化し、地震など突発的に発生する危機事象と、台風など時間的な猶予がある危機事象に大別することができます。また、危機の各段階に応じて対応体制を整える必要があります。

本市では、自然災害が発生した場合、太宰府市地域防災計画に基づき「災害対策本部」、新型インフルエンザ等の感染症のパンデミックが発生した場合、太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき「太宰府市新型インフルエンザ等対策本部」が設置されることとなっており、これらの計画、条例に基づく対策本部が設置された場合は、観光危機管理についても、その指揮下において観光関連団体、観光事業者の協力のもとで対応していくものとします。

① 災害対策本部（太宰府市地域防災計画）

構成員	設置場所	設置基準
本部長、副本部長、本部員(班長、副班長、班員) ・本部長：市長 ・副本部長：副市長、教育長	太宰府市役所 3階 【代替施設】 いきいき情報センター プラム・カルコア太宰府	「市内に震度 5 弱・5 強の地震が発生したとき」など

※災害対策本部設置までに「災害警戒準備本部」「災害警戒本部」が設置されます。

災害警戒準備本部は災害対応に何らかの準備が必要と本部長（総務部理事）が判断したとき、災害警戒本部は市内に震度 4 の地震が発生したときなど

② 太宰府市新型インフルエンザ等対策本部（太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例）

構成員	設置基準
市長、副市長、教育長、 市長部局、教育委員会部局及び公営企業部局の部長並びに議会部局の事務局長、消防長又はその指名する消防吏員、消防団長 本部長：市長 副本部長：副市長、教育長	新型インフルエンザ等緊急事態

②観光危機管理体制

観光危機の発生が予見される場合や観光危機が発生した場合、観光危機管理を行う関係者が連携できる体制を構築していくことが求められます。

危機の種類や各段階において、他の計画との連携も図りながら、観光危機管理体制を構築していくものとします。

□本市の庁内体制

観光危機の中でも自然災害などの発生に対しては、「太宰府市地域防災計画」など既存計画に基づき、災害対策本部が設置されることから、既存計画の体制内において、観光危機管理に関する応急対策を行うものとします。

太宰府市地域防災計画の災害対策本部体制では、「建設復旧班」に観光推進課が属しており、業務分掌に基づく災害応急対策を行います。観光客への緊急対応が必要な場合は、建設復旧班の観光担当として、業務分掌「商工関係の被害状況調査に関すること」に基づき、観光関連団体、観光事業者と連携して、観光客の安全確保、帰宅支援などを行います。

また、観光危機の中でも市外で発生する観光危機事象や地域防災計画など既存計画が対象としない観光危機が発生した場合は、庁内の観光担当部署（観光推進課）が中心となって、観光関連団体（太宰府観光協会、太宰府市商工会など）と観光事業者が連携して観光危機に対応していく体制を構築します。

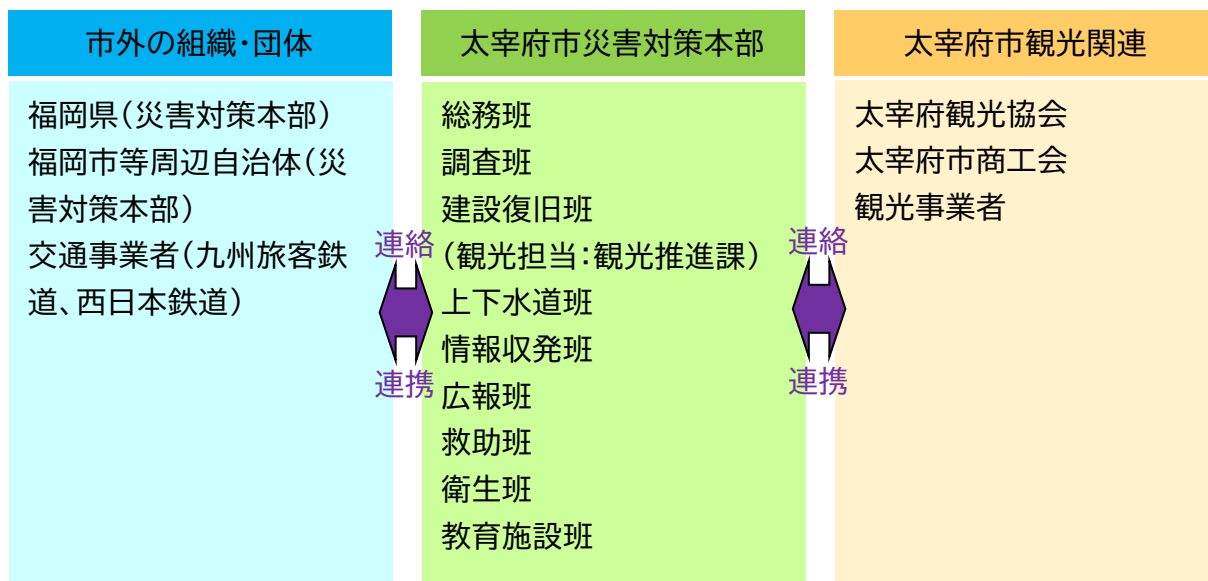
□観光関連団体、観光事業者の対応

市内の観光関連団体、観光事業者は、庁内の観光担当部署と日頃から様々なイベントなど共同で行う観光事業において連絡・協力の体制を構築していくことで、観光危機の発生時においても、相互に協力できる体制を構築します。

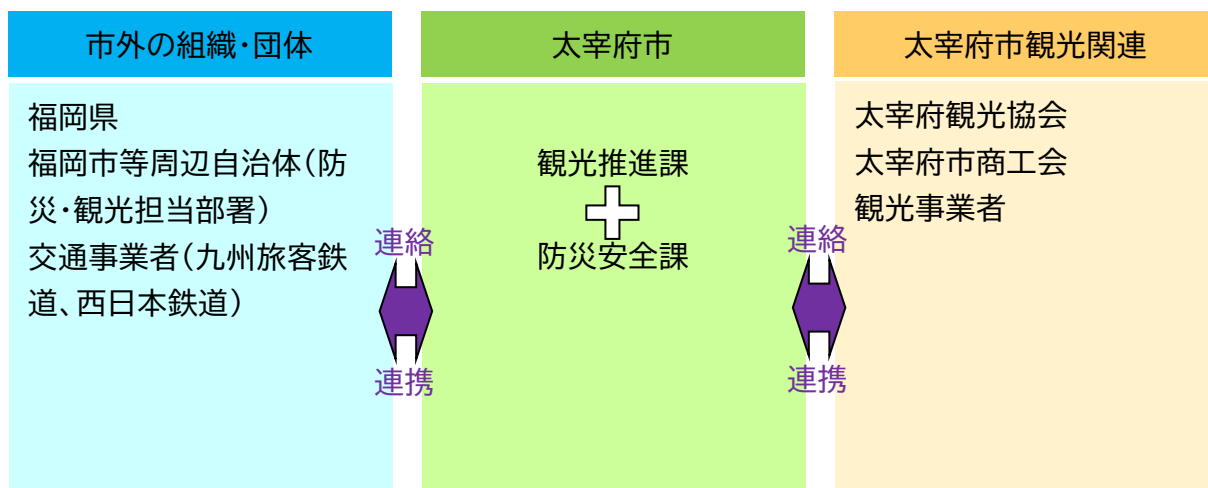
□広域的・多面的な観光危機管理体制

本市を訪れる観光客の多くが福岡市に宿泊されているため、各種被害・復旧情報の収集・提供と帰宅困難者への対応などを本市だけで対応することが難しいことから、福岡県、福岡市等周辺自治体、交通事業者（九州旅客鉄道、西日本鉄道）などと平常時から連絡体制を確保し、観光危機の発生時に円滑な連絡・連携を図れる体制を構築します。

① 災害対策本部等が設置された場合



② 災害対策本部等が設置されない場合



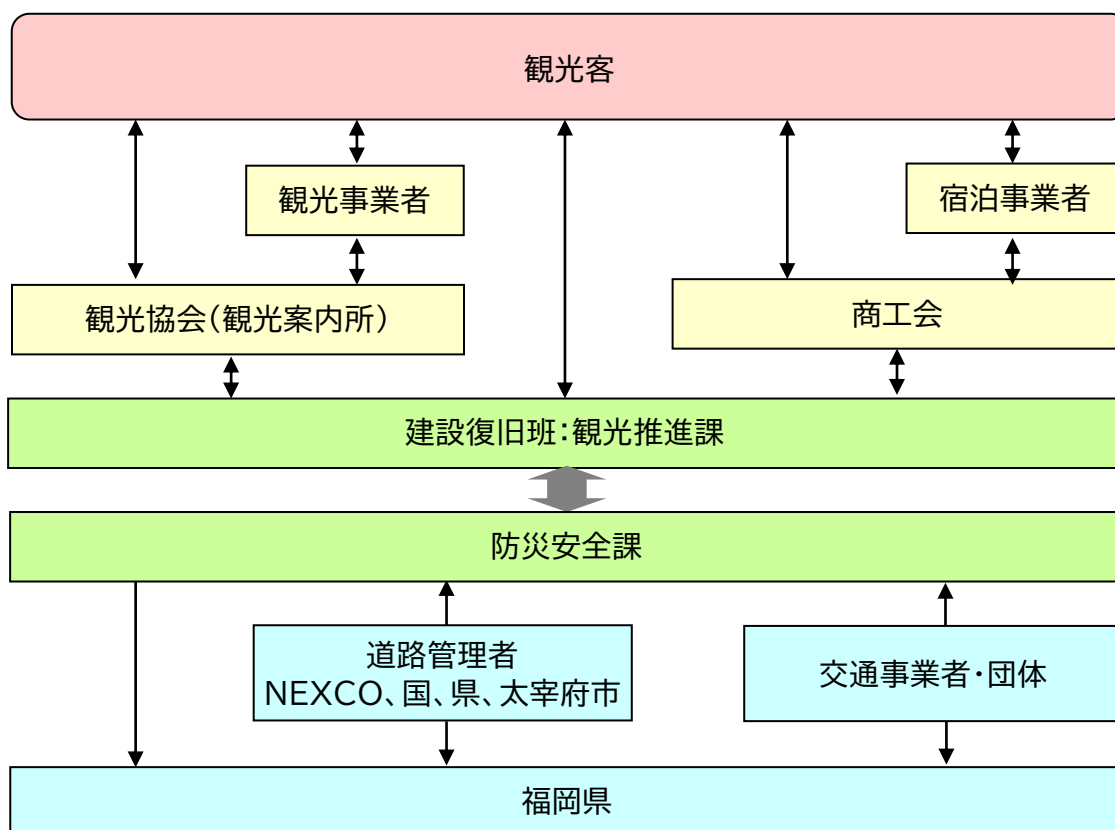
2) 観光危機管理の情報連絡体制

観光危機管理における連絡体制は、庁内の防災安全課と観光推進課が連携して行います。

道路管理者、交通事業者からの情報を防災安全課が集約し、その情報を観光推進課と共有します。また、観光関連事業者からの情報は観光協会を通じて観光推進課で集約し、その情報を防災安全課と共有します。

その他、福岡県とも連携し、情報共有を図ります。

■ 観光危機管理連絡体制



3) 観光危機管理の発動基準

観光危機に伴う観光危機管理体制の設置について、「太宰府市地域防災計画」など既存計画に基づき災害対策本部等が設置された場合は、その体制に準じて対応するものとし、既存計画に基づく体制が設置されていない場合でも、観光危機として対応が求められる場合として下記の基準に基づき、観光危機管理体制を設けます。

□観光危機管理の発動基準

		発動基準	備考
自然災害・危機	地震	<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合 ・「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合 ・「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合 ※観測された異常な現象の調査結果が最短2時間後に発表 	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインが令和7年8月に改訂
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の暴風域に入ることが予想される場合 ・異常気象により公共交通の影響が出る可能性がある場合 ・太宰府天満宮及び観光地区、周辺駐車場が冠水した場合 	
	火災	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災が発生し、観光地区に延焼の恐れがある場合 ・大規模な火災が発生し、公共交通、道路交通に通行止めなどの大きい影響の恐れがある場合 	
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本鉄道、太宰府ライナーバス旅人などが運休し、西鉄太宰府駅における観光客の著しい混雑が生じた場合 	
人的災害・危機	インフラ不全	<ul style="list-style-type: none"> ・市内(太宰府天満宮周辺)で大規模停電が発生した場合 ・市内(太宰府天満宮周辺)で通信障害が発生した場合 ・市内(太宰府天満宮周辺)で断水が発生した場合 ・市内で爆弾・爆破、殺人テロの予告があった場合 	
健康に関わる危機	感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・国で「新型インフルエンザ等対策本部」が設置された場合 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条(感染を防止するための協力要請等)に基づき特定都道府県知事が協力要請を行った場合(緊急事態宣言) ・海外でパンデミック発生した場合 	福岡県が発表する感染症の注意報、警報は除外
その他	デマ情報	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の観光に関する誤った情報や誇張された情報が拡散したことで観光業に大きな影響がでる恐れのある場合 	

第4章 観光危機への対応・対策

1. 平時の減災対策方針【Reduction】

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発等の施策を推進します。

1) 危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくり

①インフラの耐震化の促進

大規模災害等の観光危機に備え、「太宰府市公共施設等総合管理計画」や「太宰府市国土強靱化地域計画」に基づき、市民や観光客が利用する道路、橋梁などインフラなど重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるように計画的な整備を進めます。

計画名	施策内容
太宰府市国土強靱化地域計画 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	・ 緊急輸送道路の整備 ・ 橋梁の長寿命化 ・ 市道道路施設の老朽化対策

②観光施設など建物の耐震化の促進

「太宰府市耐震改修促進計画」では建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を目指し、宿泊施設等の多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物である特定建築物も対象として、毎年、耐震化緊急促進アクションプログラムにより耐震化を進めます。

計画名	施策内容
太宰府市耐震改修促進計画	民間特定建築物の耐震化

2) 誰もが入手しやすい情報伝達機能の整備

①観光客の情報提供基盤整備

観光危機の発生時に、観光客が集まりやすい駅舎や観光施設の入口部などにおいて、災害による被害状況、公共交通機関の運行状況、道路交通情報といった緊急情報をリアルタイムで発信を行う電光掲示板の整備を進めます。なお、整備にあたっては外国人にも配慮した多言語文字情報の発信を行うものとします。

計画名	施策内容
第二次太宰府市観光推進基本計画 基本戦略5 持続可能な観光 地域づくり基本施策⑤ 安心安全の観光 地域づくり	観光地における多言語対応な緊急情報発信用電光掲示板

②DXによる情報提供システムの充実

デジタル技術を効果的に活用した各種観光コンテンツの提供など観光サービス情報を提供する多言語音声観光ガイドアプリ、市や観光関連団体のホームページなどを充実し、観光危機が発生した場合、災害情報や避難状況などをリアルタイムに多言語で提供できるように整備を進めます。

計画名	施策内容
第二次太宰府市観光推進基本計画 基本戦略5 持続可能な観光地域づくり 基本施策⑤ 安心安全の観光地域づくり	市ホームページや観光地におけるリアルタイムでの緊急情報発信

3) スムーズで安全な避難をサポートする誘導対策

観光施設等における各種案内の多言語化などバリアフリー情報の発信等、本市を訪れるすべての人が観光を楽しむことのできる環境づくりを進めます。観光危機が発生した場合、安全確保や観光客の一時退避施設への避難に関する情報提供を行い、円滑な避難誘導を図ります。

計画名	施策内容
第二次太宰府市観光推進基本計画 基本戦略3 受け入れ環境の整備・充実 基本施策③ ユニバーサルツーリズムへの対応	外国人向けの案内表記の充実

4) 災害時における帰宅支援機能の準備

①徒歩帰宅者支援ステーションの設置支援

福岡県地域防災計画に基づき、災害時の徒歩帰宅者に対する支援企業等との協定の締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置する場合、設置者に対して必要な支援を行います。

②一時退避協力事業者の確保検討

観光関連団体と協力して駅周辺や観光地区などの観光事業者等に、観光危機時に

おける観光客支援を事前に呼びかけ協力体制の構築を図ります。

協力事業者には、店先等に支援場所を示すステッカーを貼り付けるなど観光客に分かりやすい表示方法を観光関連団体とともに検討し、一時受入機能の拡充を図ります。

計画名	施策内容
太宰府市地域防災計画：予防計画 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備 え：観光客保護・帰宅困難者対策	災害時の徒歩帰宅者に対する支援
太宰府市地域防災計画：応急対策計画 要配慮者への配慮：観光客及び帰宅困難 者への支援	観光客等への支援

2. 危機対応への準備方針【Readiness】

観光危機発生時における対応等を予め検討し、観光客の安全確保や観光産業への影響の低減を図る観光危機管理マニュアルやタイムラインの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進します。

1) 観光危機管理マニュアル等の対応計画の作成

①観光危機管理計画の周知

本マニュアルを庁内の関係部署、観光関連団体、観光事業者などの関係者への浸透を図り、観光危機時に計画に基づいた対応行動ができるよう職員、関係者の意識醸成を進めます。

また、主体別のタイムラインにおいて、観光危機時に各主体が実施すべき項目を時系列に示していることから、個々の判断の基に、観光危機への対応行動ができるようにタイムラインの周知と理解を図ります。

②観光危機へのタイムラインの作成

観光危機から地域と観光客の生命財産を守るため、平時より国や県の情報を収集し、必要に応じて周知を図るとともに、近隣自治体、観光事業者や地域と連携し、観光危機への対応するためのタイムライン（観光客の避難体制・実施体制等）を整備します。

計画名	施策内容
第二次太宰府市観光推進基本計画 基本戦略3 受け入れ環境の整備・充実 基本施策⑤ 安心安全の観光地域づくり	・観光事業者向けの災害対策ガイドラインの整備 ・国内外観光客への災害対応マニュアルの整備

2) 既存防災設備を活用した情報伝達方法の充実

①既存防災設備の活用

観光地区など観光客が多い地区を限定して、多言語での情報提供を行うなど、適切な場所に適切な情報提供を可能とするため、防災無線についてエリア別の情報伝達方法、運用方法の見直しを行うなど、既存防災設備の活用を検討します。

②多言語の災害伝達の準備

災害時における情報伝達を多言語の音声情報、文字情報で行うため、事前に災害情報例文を作成するなど災害時に迅速な対応ができるよう災害伝達の準備を行います。

3) 観光事業者における観光危機への対応力向上

①事業継続計画（BCP）の作成促進

観光危機が発生した場合に、物販施設事業者、飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者などの観光事業者が、適切な対応、対策を講じることができるように、事前に対応策を検討した事業継続計画の作成について、太宰府市商工会と連携して促進します。

②外国人への情報提供体制の検討

観光危機が発生した場合、外国人の観光客に一番近い観光事業者の窓口や接客の従業員が様々な相談を受け、情報提供を行うこととなるため、これら最前線の人に対応できるように、観光危機時における情報入手方法と情報提供方法を検討し、書面化を図るなど対応を進めていきます。

4) 危機対応・避難誘導訓練の企画・運営

①危機対応・避難誘導訓練の企画・運営

本マニュアルに基づく市、観光関連団体、観光事業者の主体別のタイムラインを活用した観光危機発生時の訓練を企画し、実施します。

また、観光客が多いエリアでは、観光客の避難を想定した避難誘導訓練を企画し、実施します。

②危機対応・避難誘導訓練の実施とフィードバック

危機対応・避難誘導訓練においてタイムライン等の実効性を検証し、観光関係者に対応手順などの習熟を行い、観光危機対応力の向上を図ります。

危機対応・避難誘導訓練に参加した観光関係者から意見を収集するなど訓練検証を行い、必要な改善項目と改善策を観光関係者で話し合いを実施し、必要に応じて観光危機管理マニュアル、タイムラインの改訂を行います。

3. 危機への対応方針【Response】

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進します。

ケース1 突発的に発生する観光危機への対応

想定する観光危機：大規模地震、大規模火災、突発的事件・事故

1) 発災時（1時間以内）「命を守る行動の段階」

①観光客への情報発信

観光客に対して必要な安全措置を講じるため、災害情報、被害情報、交通機関情報などを観光案内所の電子掲示板で情報発信するとともに、防災無線、エリアメール、広報車、市ホームページでも必要な情報発信を行います。

2) 発災後2～3時間「警戒・安否確認の段階」

①一斉帰宅の抑制

群集事故等の二次災害から観光客の安全を確保する観点から、混乱を防止するために「むやみに移動を開始しない」ように、一斉帰宅抑制の呼びかけを行います。

②観光関連団体・観光事業者への観光客の受入（待機）要請

発災時に観光客が行き場を失っている状況において、指定避難所の開設までの間、観光関連団体や観光事業者に自施設での一時退避による観光客の安全確保を災害対策本部が要請します。

③徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅が可能な10km（徒歩移動2.5時間）の観光客で、徒歩帰宅を希望する観光客に対して、道路の被害状況、公共交通機関の運休・運行状況、福岡県が配信している防災アプリ「福岡防災ナビ・まもるくん」を活用した徒歩帰宅者支援ステーションの開設状況など周辺情報と、地図、水など徒歩帰宅に必要な物資を提供するなど帰宅支援を行います。

3) 発災後4時間以降翌日まで「一時退避への移行段階」

①避難者情報から観光客の情報集約

市民とともに避難した観光客は、避難者カード・名簿の作成に協力して、各避難所において観光客の避難者情報を管理します。

また、これらの避難者情報は、災害対策本部に報告するとともに、観光関連団体

と共有し、観光客の支援に活用します。

②車中泊避難者情報の管理

太宰府駐車場やコインパーキングなどに駐車しているバスや自家用車に避難した車中泊避難者については、市民の在宅避難者と同様の取り扱いとして、避難者数とその属性を把握します。

また、これらの避難者情報は、災害対策本部に報告するとともに、観光関連団体と共有し、観光客の支援に活用します。

③宿泊施設や観光事業者施設の避難者情報の管理

宿泊施設で避難している観光客や観光事業者の店舗などで一時退避されている観光客など民間施設避難者については、市民の在宅避難者と同様の取り扱いとして、避難者数とその属性を把握します。

また、これらの避難者情報は、災害対策本部に報告するとともに、観光関連団体と共有し、観光客の支援に活用します。

4) 発災後2日目以降「一時退避と帰宅支援の段階」

①県による移送の準備

福岡県災害対策本部に観光客などの帰宅困難者に対する支援の要請を行います。

②バス事業者への搬送の準備

緊急輸送道路や緊急輸送道路以外の広域幹線道路の啓開状況を踏まえ、太宰府ライナーバス「旅人」の運行再開や、帰宅困難者への臨時バスの運行など搬送協力を要請します。

③他市町への避難移動の準備

本市に隣接する他市町に対して、観光客などの帰宅困難者の一時退避施設の提供など避難受入の要請を行います。

④帰宅情報の提供

国、福岡県、市、公共交通事業者などがそれぞれ発信する帰宅支援に関する情報を確認し、帰宅困難者が安全に帰宅もしくは被災地外へ移動するため、必要となる情報を提供します。

⑤観光客の帰宅支援

帰宅困難者は、国、福岡県、市、公共交通事業者などがそれぞれ発信する帰宅支援に関する情報を確認し、自宅や宿泊施設への移動方法を検討するとともに、移動先の宿泊施設の状況なども確認し、安全な帰宅先を確保します。その上で、帰宅支援方策を活用した帰宅行動を進めます。

⑥帰宅困難者のうち訪日外国人への支援

帰宅支援については、前項の通りに帰宅支援を行いますが、そのうち訪日外国人については、福岡県、国際交流センター及び領事館等と連携を図り、外国語による相談や帰宅支援を行い、安全な場所への帰宅を進めます。

⑦負傷した観光客への対応

負傷した観光客に対しては、市内の病院、診療所の医師を連携して救護所等においてトリアージを行い、応急措置を講じるとともに、地域の医療機関や防災拠点病院などへの移送を行います。

外国人観光客など要支援観光客に対しては、外国語通訳ボランティアや翻訳アプリなど活用し、救急医療活動に対する情報提供を行います。

⑧行方不明者等の搜索

観光客の家族や同僚など同行者の所在を確認し、行方不明観光客の可能性がある場合は、観光関連団体や観光事業者などを通じて、行方不明観光客の写真、特徴などの人物情報とともに災害対策本部に報告し、行方不明者名簿を作成します。

災害対策本部は、行方不明者名簿を警察、消防団と共有し、警察、消防団、救助班及び衛生班が連携をして行方不明観光客の搜索を行い、発見に努めます。

⑨身元不明者の観光客の情報集約

観光客と推定される身元不明観光客の遺体については、医師による死因その他の医学的検査を実施します。また、身元不明観光客の特徴等をまとめ、行方不明者名簿との照合など身元の搜索を行います。

⑩遺体の保全措置

観光客の遺体で外国人である場合は、宗教、習慣等に配慮が求められることや遺体の移送まで時間を要する場合があるため、エンバーミングを行うことで、遺体の保全を講じます。

※エンバーミング：遺体を衛生的に保存し、生前の姿に近づけるための防腐・消毒措置のこと

⑪領事館等との遺体の移送調整

外国人の遺体については、大使館、領事館、または外務省と連携し、移送先や移送方法について遺族の意向を最大限尊重するように対応します。

⑫観光客の遺体の移送

大使館、領事館、または外務省の協力のもとで、移送方法を調整し、移送の事業者等と十分な連絡調整を図った上で、遺体の移送を実施します。

ケース2 発生が予見できる観光危機への対応

想定する観光危機：豪雨・台風、洪水、土砂災害

5) 観光危機の1日前「危機の把握と事前準備」

【想定状況】台風接近1日前、線状降水帯の発生予報

①観光推進課による災害事前体制

太宰府市地域防災計画の配備体制では、警戒準備の「災害警戒準備本部」、警戒配備の「災害警戒本部」においては、観光推進課は配備要員となっていないため、観光関連団体と連携して災害事前対応を行います。

②気象・災害リスクの情報収集

観光推進課は観光関連団体と連携し、災害警戒準備本部や災害警戒本部から気象情報や災害リスクの情報を共有してもらうとともに、イベントなど観光振興事業を確認するなど影響が懸念される事項について事前に調整を行います。

③災害リスク情報の周知

災害リスクが高まる状況にある場合は、観光関連団体を通じて観光事業者に災害リスク情報を伝達し、必要な予防措置を促します。

④公共交通機関・高速道路等の情報収集

本市の災害リスクが高くない場合においても、新幹線、航空機、高速バスなど広域的な公共交通機関の運休・欠航の情報や高速道路の通行止め情報など観光客の来訪や帰宅に大きな影響が懸念される場合は、情報収集を行い、観光関連団体を通じて観光事業者への伝達と、必要に応じて市ホームページや観光関連団体ホームページなどを通じて観光客への注意喚起を行います。

6) 観光危機の直前「危機回避行動の広報と災害応急対策準備」

【想定状況】台風の暴風域まで数時間、氾濫危険情報が発表された場合

①観光関連団体、観光事業者等への災害準備要請

本市の災害リスクの高まりに対応して、観光客への支援が必要となることから、観光関連団体及び観光事業者に対して、災害対応の準備をするように要請を行います。

②観光施設の休館、観光地区の休業情報の収集

本市の災害リスクの高まりを踏まえて、観光客の目的地となっている太宰府天満宮等の臨時閉門、観光施設の臨時休館、観光地区の店舗等の臨時休業などの受入態

勢の動向を把握します。また、必要に応じて市ホームページや観光関連団体ホームページなどを通じて観光客に広報します。

③一時退避の広報

本市において災害リスクが高まり、災害の発生が懸念される場合、鉄道・バスなど公共交通機関の運休、高速道路等の通行止めなどが想定される場合は、観光関連団体を通じて観光事業者、観光施設に伝達し、観光客が無理な帰宅行動を行わず、施設などに留まるように、関係者の協力のもとで広報します。

④事前避難のための避難所の開設

観光客の安全を確保するため、事前開設している指定避難所の受け入れ可能性を検討し、受け入れ可能である場合は、観光推進課、観光関連団体と観光事業者が連携して避難誘導を行います。

7) 観光危機の発災後の対応

観光危機の発災後は、ケース1に準じます。

4. 危機からの回復方針【Recovery】

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進します。

1) 災害復旧と生活再建

①災害復旧の推進

災害復旧に関しては、太宰府市地域防災計画の復旧復興計画に記載されている公共土木施設災害復旧事業、都市施設災害復旧事業、ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業などの事業推進に協力していくことで、観光客の受入機能の回復を図るものとします。

②観光施設の復旧支援

観光の目的となっている文化財等の復旧については、文部科学省文化庁の文化財の災害復旧に係る文化財補助金、福岡県の文化財応急対策などの支援活用、県教育委員会による文化財専門職員の派遣等を活用することにより、迅速かつ円滑な災害復旧を進めるものとします。

③生活再建の促進

観光の復旧を図るためには、観光施設や観光事業者で働く従業員等が働きに行くことができる環境を早期に回復することが必要となります。

そのため、太宰府市地域防災計画の復旧復興計画に記載されている住宅の確保、住宅の修理、建設の融資などの住まいの確保と、罹災証明等の交付による様々な支援金や、生活のための貸付けの活用などを適切かつ迅速に行うため、市と連携して観光関連団体は、相談窓口の設置、手続きの支援などを行い、生活再建を進めていきます。

2) 事業継続の支援

①事業継続の推進支援

観光事業者は、各社で策定している事業継続計画（BCP）に基づいて、事業の復旧復興を進めることから、これらの計画推進において必要となる対応について市の関連部署（観光、商工等）と観光関連団体が連携して支援を進めていきます。

②地域経済復興の支援

観光事業者など地域経済を支える事業者の復旧復興を進めていくため、必要となる資金を円滑に調達していくため、中小企業融資制度の活用や政府系金融機関の災害復旧貸付を必要に応じて活用できるように、市の関連部署（観光、商工等）と観光関連団体が連携して支援を進めていきます。

3) 風評被害対策

①風評被害等への対応

太宰府市地域防災計画の復旧復興計画に記載されている災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するための積極的な広報・啓発として、インターネットによる情報提供、風評被害対策用リーフレットの作成、市広報紙への掲載、講演会等の開催を市が中心となって進めていきます。

②正確な情報発信による風評被害軽減

観光客に本市の被害状況、復旧状況を正確に伝えるため、市、観光関連団体、観光事業者が情報を共有します。

共通の状況認識の下で、各主体が運営するホームページ、SNS、広報紙などを活用して正確な情報発信を定期的に行うことで、風評被害の軽減を図ります。

4) 誘客プロモーション活動

観光危機後に観光産業の早期復興を図るため、市は観光関連団体、観光事業者と連携して、市外に向けた下記のような誘客プロモーションを企画し、プロモーションを実施します。

□誘客プロモーション事業の一例

- ・旅行業界関係者等への招聘事業
- ・海外向け旅行サイトへの情報発信
- ・モニターツアーの実施
- ・復興イベントの開催

5. 観光危機行動タイムライン

観光危機が予見できる場合や観光危機の発災時において、市(災害対策本部など)、観光関連団体、観光事業者が被災している中でも、自分自身の安全を確保しつつ、観光客などの要支援者に対して、現場の状況と時間経過を踏まえて、適切に対応していくために、観光危機への対応項目を順序立てて、過不足なく対応していくためのタイムラインを作成します。

観光危機行動タイムラインは、市、観光関連団体、観光事業者と主体別に作成します。

□観光危機行動タイムライン(イメージ)

<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 太宰府市観光危機管理マニュアル 太宰府市観光推進課タイムライン </div> <p style="text-align: center;">連携で楽しく、安全・安心な観光地</p>  <p style="font-size: small;">太宰府の観光は、歴史、文化、そして皆様のおもてなしによって支えられています。 このかけがえのない価値を予期せぬ危機から守り、訪れるすべての人々に安全と安心を届けることは、私たちの共通の責務です。 このタイムラインは、そのための約束であり、地域が連携する指針です。</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 太宰府市観光危機管理マニュアル 観光関連団体タイムライン </div> <p style="text-align: center;">連携で楽しく、安全・安心な観光地</p>  <p style="font-size: small;">太宰府の観光は、歴史、文化、そして皆様のおもてなしによって支えられています。 このかけがえのない価値を予期せぬ危機から守り、訪れるすべての人々に安全と安心を届けることは、私たちの共通の責務です。 このタイムラインは、そのための約束であり、地域が連携する指針です。</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 太宰府市観光危機管理マニュアル 観光事業者タイムライン </div> <p style="text-align: center;">連携で楽しく、安全・安心な観光地</p>  <p style="font-size: small;">太宰府の観光は、歴史、文化、そして皆様のおもてなしによって支えられています。 このかけがえのない価値を予期せぬ危機から守り、訪れるすべての人々に安全と安心を届けることは、私たちの共通の責務です。 このタイムラインは、そのための約束であり、地域が連携する指針です。</p>																																	
<p>□観光推進課 共通事項</p> <p>① 責任者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">責任者</th> <th style="width: 30%;">担当者</th> <th style="width: 40%;">構成員がそな役等がないか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>② 目的・目標</p> <p>目的 本タイムラインは、発災時において観光担当者が中心となり、観光関係機関と連携して観光客等の安全確保を最優先に図るとともに、観光都市としての信頼を維持し、迅速な観光復興につなげることを目的とする。</p> <p>目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発災直後の迅速な被害状況把握と、観光客への正確な情報提供。 2. 観光事業者や関係団体との連携による、滞留観光客の安全な誘導と収容。 3. 帰宅困難者に対する一斉帰宅抑制の周知および円滑な帰宅支援。 <p>③ 実施項目</p> <p>○商工業関係の被害状況調査に関すること</p>	責任者	担当者	構成員がそな役等がないか																															<p>□観光推進課 活動計画</p> <p>① 災害対策タイムライン</p> 	<p>② 活動プログラム</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">災害発生</p> <p>(1) 観光客等への公共交通・道路の情報発信</p> <p>【対応方針】 [メモ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 到着数情報として、所管施設の情報収集 ▶ 人的・建物・ライフライン・交通機関などの初動対応に必要な情報を集約 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(2) 観光客等への情報発信</p> <p>【対応方針】 [メモ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光客の安全確保 ▶ 観光案内所の電子掲示板、ホームページ等を通じて災害・被害・交通情報の発信 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(3) 防災無線による多言語での情報発信(門前町エリア)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) 観光系 SNS による多言語での情報発信</p> <p>【対応方針】 [メモ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 既年の防災無線を活用した多言語での情報発信 ▶ DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用した多言語での情報発信 </div>
責任者	担当者	構成員がそな役等がないか																																	

第5章 観光危機管理力の向上の取り組み方針

1. 計画の推進

1) 太宰府市の観光客の特性に応じた他市町との連携強化

本市を訪れる観光客の多くは1～2時間程度の滞在時間であり、他市町との周遊観光での立ち寄り観光地であるため、観光客の帰宅支援を行うに当たっては、宿泊先など他市町との連携が欠かせません。

そのため、市、観光関連団体、観光事業者に加えて、他市町との連携により迅速かつ適切な観光客への支援が行える体制づくりを進めていきます。

2) 観光危機管理に関する訓練の実施

本市は多くの観光客が訪れる観光都市であるため、市民だけでなく、観光客の安全を確保していくことが求められることから、各種避難訓練の実施や、独自で観光関連団体や観光事業者による観光危機対応訓練を実施し、観光地としての観光危機対応能力の向上を図ります。

3) 主体別観光危機行動タイムラインの活用

観光危機が発生した場合、市、観光関連団体、観光事業者が同じ危機意識のもとで、それぞれの役割を適時、適切に対応していくことが求められるため、主体別の観光危機行動タイムラインを作成し、観光危機の発災時に活用できるように、日頃からタイムラインの内容を理解するように必要な改定を行います。

2. 計画の見直し

本マニュアルは、本市の現状を踏まえて策定されていることから、今後、観光動向の変化、コロナショックのような社会経済活動の急激な変化などが生じた場合は、必要な計画の見直しを行います。

また、災害対策基本法など災害関連法令の大きな改正、太宰府市地域防災計画や太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例の大きな改訂が行われた場合も、本計画の見直しを行います。

第6章 参考資料

1. 主体別の災害対応基準

1) 航空機の欠航基準

航空機は、風速（平均風速・瞬間最大風速）、風向、機材の性能（機種ごとの耐風機能）、滑走路や空港の地形、離着陸時の横風の成分などを総合的に判断して運航が決定するため、明確な基準はありません。

2) 鉄道（新幹線）の運休基準

【主な運休・運転規制の判断基準】

降雨量

- ・一定時間の雨量（例：連続雨量・時間雨量）が基準値を超えると運転見合わせを実施。
- ・特に、土砂災害や河川氾濫の恐れが高まる地域で重視される。

風速（強風）

- ・平均風速または瞬間風速が基準を超えた場合に列車を減速または運休。

降雪・積雪

- ・降雪量・積雪深が一定基準を超えると運転制限を実施。

地震

- ・緊急地震速報を受け、震度 5 弱程度以上が予測される場合には自動的に運転を停止。

その他

- ・河川の増水、土砂崩れ、落石、倒木などが発生した場合も運休・減速運転を実施。

出典：内閣府「交通安全白書（令和 5 年版）」

【福岡県・太宰府市周辺の鉄道の判断基準】

○西鉄電車（西鉄太宰府線など）

- ・台風や大雨の際、運行前に計画運休を発表。
- ・計画運休の対象は、沿線の安全状況や警報発表に基づき決定。

○JR九州

【気象条件による判断】

台風・暴風警報発表時

- ・風速 30m/s 以上が予想される場合

大雨・線状降水帯の発生時

- ・線路周辺での土砂災害・冠水リスクが高い場合

豪雪・暴風雪時

- ・除雪が困難または視界不良などで安全運行が確保できない場合

3) バスの運休基準

バスの運行休止基準は、主に天候や自然災害、道路状況などによる安全性の確保を理由として、事業者ごとに定められています。法律などで一律に定められた明確な基準はなく、最終的に各バス事業者が、気象情報や現地の状況などを総合的に判断して決定します。

4) 道路の通行止め基準

【NEXCO 西日本「高速道路」の通行止め基準】

大雨

- ・長崎自動車道（鳥栖 IC～東脊振 IC）：連続雨量 530mm、時間雨量 50mm。
 - ・西九州自動車道（佐世保中央 IC～佐々 IC）：連続雨量 230mm、時間雨量 70mm。
 - ・東九州自動車道（臼杵 IC～津久見 IC）：連続雨量 210mm、時間雨量 30mm。
- ※連続雨量：降り始めからの雨量の合計値
※時間雨量：1 時間あたりの雨量

地震

- ・計測震度 4.5（震度 5 弱に相当）以上の地震が発生した場合

積雪・凍結

- ・路面の状況や気象予報に基づき、安全な走行が確保できないと判断された場合

5) イベントの中止基準

「災害時にイベントを中止・延期する際の一般的な判断基準」

以下が多くの自治体・民間事業者・観光イベントで共通して用いられる「中止判断の目安」となります。

① 気象警報・特別警報の発表

以下が出た場合は 原則として中止または延期されます。

- ・大雨警報・洪水警報
 - ・暴風警報
 - ・暴風雪警報
 - ・大雪警報
 - ・土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当）
 - ・気象庁の特別警報（大雨・暴風・地震・津波など）
- ➡ 警報レベルの情報は “開催中でも中止” の判断となることが多い

② 避難情報が出た場合（警戒レベル）

以下が発令された場合は、確実に中止・中断となります。

- ・警戒レベル3（高齢者等避難）
 - ・警戒レベル4（避難指示）
 - ・警戒レベル5（緊急安全確保）
- ➡ 発令地域に会場が含まれている場合は、即時中止が原則

③ 交通機関の運休・計画運休

特に観光地や大規模イベントでは重要。

- ・鉄道、主要バスの運休が決定した場合
 - ・計画運休が発表された場合
- ➡ 来場者・スタッフの安全が確保できないため 中止・延期の判断が一般的

④ 会場周辺の災害リスク

以下のような状況が想定されたら中止になります。

- ・河川の水位が氾濫危険水位に接近
 - ・土砂災害警戒区域での大雨が継続
 - ・強風により設営物（テント・看板等）が危険
 - ・雷注意報＋雷活動度が高い場合（雷ナウキャスト等）
- ➡ 主催者の安全配慮義務（民法）の観点からも開催は困難

⑤ 熱中症警戒アラート

近年、多くの自治体やイベント運営で採用されています。

⑥ その他の安全に関する判断要素

- ・会場までのアクセス道路が冠水・通行止め
 - ・電力・通信の障害が発生
 - ・会場施設の被害（倒木・浸水・破損）
 - ・主催者側の体制維持が難しい場合
- ➡ 行政や消防・警察との協議により中止を決める場合も多い

太宰府市観光危機管理マニュアル

令和8年3月発行

太宰府市 観光経済部 観光推進課

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話：092-921-2121